

婦人労働資料 No. 132

婦人労働の実情

—昭和49年—

労働省婦人少年局

婦人労働の実情

昭和49年

労働省婦人少年局

は し が き

昭和27年以来、政府関係機関の発表した労働関係統計資料等から婦人労働に関するものを取りまとめて「婦人労働の実情」を作成し、年毎の婦人労働の動きを紹介してきました。

今年は、男女平等と経済・社会・文化の発展への婦人の参加の促進を目標に掲げた「国際婦人年」でありますので、長期的にみた婦人労働の動きと当面の勤労婦人対策の概況についてまとめ、また参考資料として国際婦人年世界会議で採択された「世界行動計画」(抜すい)、ILO第60回総会で採択された「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」等を集録しました。

婦人労働問題に関心をもたれる方々の参考になれば幸いです。

昭和50年 8 月

労働省婦人少年局長

目 次

は し が き

I 昭和49年における婦人労働の概観	1
1 概 況	1
2 婦人の雇用	1
3 婦人の賃金、労働時間	2
4 婦人の雇用管理	2
II 長期的にみた婦人労働の動き	4
A 婦人の就業状況	4
1. 経済活動への婦人の参加	5
2. 婦人の就業分野の拡大	6
a 従業上の地位別にみた女子就業者の変化	6
b 産業別にみた女子雇用者の変化	6
c 職業別にみた女子雇用者の変化	7
d 製造業における男子の就業分野への婦人の進出	8
3. 最近の勤労婦人の特徴	9
a 中高年婦人、既婚婦人の雇用増大	9
b 高等教育終了者の増大	9
c 短時間就業者の増大	10
d 就労形態の多様化	10
e 勤続年数の長期化	11
B 婦人の賃金、労働時間	11
1. わが国の賃金制度と婦人の賃金	11
2. 女子の賃金水準と男女賃金格差	12
3. 婦人の労働時間	14
III 勤労婦人対策の概況	15

1. 法 制	15
a 就業における男女平等に関する法規	15
b 勤労婦人の労働条件の保護に関する法規	16
c 勤労婦人福祉法	17
2. 能力有効発揮のための主な措置	17
a 職業指導	17
b 職業訓練	18
c 職業講習	19
d パートタイム雇用対策	19
3. 家庭生活との調和のための主な措置	20
a 保 育 所	20
b 育児休業	21
4. 母性給付その他の社会保険制度	21
a 健康保険	22
b 雇用保険	22
c 労働者災害補償保険	23
d 厚生年金保険	23

—付 表—

—参 考—

I 昭和49年における婦人労働の概観

1 概 況

前年秋以降の石油危機の影響や金融引締め効果の浸透により雇用の増勢が鈍化したのに引き続き、昭和49年は、景気後退にともなって雇用の停滞がみられた。とくに女子雇用者数は、前年の大幅な増加のあと減少に転じたがこれは雇用調整策を実施する企業が多く、新規求人の手控えおよび希望退職者の募集や解雇が広く行われたためと考えられる。他方、雇用調整は一時休業や残業時間の規制としても現れ、労働時間の短縮傾向が続いた。

また、石油危機により加速された物価の高騰を背景に、春闘における大幅賃上げ、夏期一時金の大型化等がみられ、名目賃金は大幅に上昇したが、とりわけ女子の賃金水準の上昇がめざましかった。

なお、男女平等を目標に掲げた国際婦人年を前にして、就業における男女差別是正についての関心が高まってきたが、男女別定年制をはじめ、職場配置、昇進昇格等の雇用管理制度上男女で異なる取扱いをしている事業所がまだ一部に見られる。

2 婦人の雇用

昭和49年の女子労働力人口は1,996万人で、48年の増加の後再び減少に転じ、労働力率は46.6(48年48.3)に低下した。また、女子就業者数は1,970万人で、同様に減少を示したが、これを農・非農、従業上の地位別にみると農林業自営業主を除き、いずれも前年より減少している。

女子雇用者数は1,171万人で、昭和25年以降の増加傾向から一転し、減少を示した。他方、男子雇用者数は増加を続けたため、雇用者総数中に占める女子の割合は32.4%と、41年当時の比率にとどまった。

女子雇用者を年齢階級別にみると、24歳以下の若年層が引き続き減少したのに対し、25歳以上層ではおおむね各層とも増加傾向がみられ、30歳以上の者の割合は55.7%に上昇した。また、配偶関係別では、未婚者の減少傾向、

有配偶者の増加傾向が続き、有配偶者が過半数（50.2%）を占めるに至った。さらに、死別・離別者を含めた既婚者の割合は60.9%に上昇した。

なお、週35時間未満の短時間就業者は184万人を数え、女子雇用者数の15.8%を占めているが、これはパートタイマーとして働く婦人が増加したことのほか、企業における労働時間短縮傾向が進んだためと考えられる。

3 婦人の賃金、労働時間

49年における女子の1人平均月間現金給与総額は97,392円で、男子の上昇率を上まわる伸びを示し、賃金的大幅上昇を背景に女子の賃金水準の上昇が目立った。現金給与総額について男女間格差をみると、男子の賃金（180,686円）を100とした女子の賃金は53.9と前年（53.1）よりわずかながら格差が縮小している。賞与等特別に支払われた給与や超過勤務手当を除いた所定内給与でみると、男女の賃金格差は59.8とさらに小さくなっている。

週休2日制が42.8%の企業で実施されるなど所定労働時間の短縮傾向が続くなかで、女子の実労働時間数も大幅に減少し、1人平均月間総実労働時間は163.9時間となった。このうち、所定内労働時間は158.9時間と引き続き減少したほか、所定外労働時間も5.0時間と減少を示した。また、1人平均月間出勤日数は21.5日と減少傾向を示した。

4 婦人の雇用管理

雇用管理調査（49年1月）によると、定年制のある企業（調査対象企業の67.4%）のうち、男女別定年制を実施している企業が29.5%ある。男女別定年制を実施している場合、その定年年齢をみると、男子はいずれも55歳以上としているのに対して、女子を55歳以上としているところは27.1%にすぎず、54歳以下としている企業が大半である。このうち、35歳以下のところが2.5%あり、いわゆる若年定年制を実施している企業も一部にあることがうかがえる。なお、男女別定年制の規定方法をみると、就業規則によるものが86.7%と圧倒的に多いが、労働協約によるものも19.5%ある。

定年制以外の雇用管理制度における男女の取扱いの違いを女子の雇用管理に関する実態調査（49年6月）によってみると、以下のとおりである。

同一事業所内で女子を配置しない職種、部門（労働基準法により女子の就業制限があるものを除く）のある事業所は 64.6%，仕事を離れて受講する研修等の教育訓練を女子には受けさせない事業所は 10.9%，女子には昇進昇格の機会が全くない事業所は 25.0% 等となっている。

また、結婚、妊娠、出産退職制度等女子のみに適用される退職制のある事業所は 7.9 %である。

Ⅱ 長期的にみた婦人労働の動き

産業の発達、社会の進展にともなって婦人の社会的活動は増大してきたが、とくに第二次大戦後の経済復興、経済成長とともに経済活動に従事する婦人の増加が著しい。とくに、昭和30年代以降、産業構造の変化にともなって農林業就業者の他産業流出が続くなかで、非農林業における女子雇用者の大幅な増加がみられ、女子雇用者数は、雇用者全体の3分の1を占めるに至っている。

女子雇用者の量的増大とともに、技術革新の進行、高等教育の普及等を背景に、その就労分野も次第に拡大している。また、近年中高年婦人の雇用化とくに家庭の主婦の就労がめざましく、勤労婦人の構成も多様化してきている。

婦人の雇用は、昭和30年代以降の高度経済成長の中で増大してきたが、性格上、景気変動の影響を受けやすく、経済成長率が戦後初めてマイナスを記録した昭和49年には雇用の減少がみられた。

長期的にみると婦人雇用の増大した背景には次のような要因が考えられる。

まず、需要側の要因としては高度経済成長のもとで労働力需要が著しく増大したこと、上級学校への進学率の上昇、出生率低下の影響等により42年以降新規学卒の若年労働力が減少し、労働力の給源転換がすすめられたこと、技術革新の進展等による生産方式の機械化・自動化にともない単純作業・不熟練の就業分野が拡大したこと、などである。

他方、供給側の要因としては、高学歴化にともなって社会参加意識が高まったこと、出生児数の減少による育児期間の短縮・家庭用電気機械器具の普及にともなり家事労働の軽減によって余暇が増大したこと、生活水準の上昇とともに、また最近では物価の上昇や老後生活の不安に対して追加収入の必要性が高まったこと、などが挙げられる。

A 婦人の就業状況

1. 経済活動への婦人の参加

昭和49年(1974年)現在、日本における女子労働力人口は1,996万人で、労働力人口全体の38%を占め、労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は47%である。

女子労働力人口の配偶関係別構成をみると有配偶者が63%を占め、次いで未婚者26%、離別・死別者11%となっている。労働力率でみると、未婚者の56%が最も高く、次いで有配偶者46%、離・死別者37%である。

また、年齢階級別では、35歳以上の中高年齢者が女子労働力人口の過半数(58%)を占めるに至っている。なお、離・死別者の労働力率が相対的に低いのは、高齢者が多いためと考えられる。

女子労働力人口を世帯主の続柄別にみると、一般世帯の女子世帯主7%世帯主の配偶者52%、その他の家族31%、単身世帯の者が10%である。労働力率でみると世帯主の配偶者(44%)、その他の家族(43%)に比べ、女子世帯主の労働力化が65%と最も高く、次いで単身世帯の者が63%となっている。

さらに、世帯の種類別構成をみると、農家世帯(耕地10アール以上の一般世帯)の女子が17%、非農家世帯(耕地10アール未満または耕地なしの一般世帯)で、世帯主が自営業主である世帯の女子19%、世帯主が雇用者である世帯の女子43%と雇用者世帯の女子が女子労働力人口の半数近くを占めている。また、労働力率についてみると、農家世帯の女子が59%と、単身世帯の女子(63%)に次いで高く、非農家の自営業世帯の女子(59%)、雇用者世帯の女子(38%)の順で、雇用者世帯に比べ農家世帯での女子の労働力化が大きい。

一方、女子の非労働力人口は2,276万人で、うち家事従事者1,556万人(68%)、通学者335万人(15%)、その他385万人(17%)となっている。また、男子の非労働力人口は723万人で、通学者57%、家事従事者1%、その他42%である。

女子労働力人口のうち、就業者数は1,970万人、完全失業者数は26万人

で、失業率（労働力人口に占める完全失業者数の割合）は1.3%である。なお、男子の完全失業者数は46万人、失業率は1.4%で、女子の失業率の方がわずかに低い。女子の失業率が若干小さいのは女子離職者のうちに失業者として労働市場にとどまらず、非労働力化する者があることも影響していると考えられる。

2. 婦人の就業分野の拡大

a. 従業上の地位別にみた女子就業者の変化

従来、わが国における婦人の就業分野は農林業家族従業者が中心であったが、昭和30年代以降の高度経済成長の進行にともなって、就業者数は急速な増加を示し、その過程で非農林業雇用者が著しく増加し、女子就業者の過半数を占めるようになった。

戦後の昭和25年頃までは女子就業者の約6割が農林業に従事していたが、その後農林業就業者の比率が低下し、49年には非農林業就業者が83%を占めるに至っている。他方、男子は非農林業就業者の比率がさらに高く、91%を占めている。

また、25年当時女子就業者のうち61%が家族従業者で、雇用者は26%（雇用者総数の26%）にすぎなかったが、その後雇用者が大幅に増加して49年には1,171万人を数え、女子就業者の59%（雇用者総数の32%）を占めるようになった。他方、家族従業者の割合は25%に低下し、自営業主はほぼ横ばいの15%となっている。なお、男子就業者は3,232万人で、雇用者の比率が75%とさらに高く、自営業主は20%、家族従業者は4%を占めるにすぎなくなった。

b. 産業別にみた女子雇用者の変化

前述のように、女子雇用者は非農林業で大幅に増加したが、なかでも近年卸・小売業、サービス業での増加が著しい。また、製造業には女子雇用者の最も多くが就労しているが、従来女子の代表的就労分野であった繊維業では減少傾向が続き、代って金属・機械等の重工業での伸びが大きい。

昭和35年から45年までの10年間に女子雇用者の増加数の著しかった産業は

卸売・小売業、製造業、サービス業である。また、増加率でみると、金融・保険・不動産業、卸売・小売業で女子の雇用増加が著しかった。

一方、雇用者が減少した産業は、農業、林業・狩猟業、漁業・水産養殖業と鉱業である。

さらに、製造業についてみると、家具・装備品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、金属製品製造業、一般機械器具・武器製造業などは、いずれもこの10年間に100%をこえる高い伸び率を示しているのに対し、繊維工業では女子雇用者の減少がみられた。

49年現在の産業別雇用状況を見ると、女子が最も多く就労している産業は製造業(390万人)で、卸売・小売業(284万人)、サービス業(299万人)がこれに次いでおり、これら3業種に女子雇用者の8割以上が集中している。雇用者中に占める女子の比率でみると、サービス業では女子が半数近く(48%)を占めており、その他金融保険業(44%)、卸売・小売業(41%)で比較的女子が多い。

c. 職業別にみた女子雇用者の変化

製造業、卸売・小売業における女子雇用者の増大にともなって、事務従事者のほか、技能工・生産工程従事者や販売従事者での増加が著しい。なお、最近管理的職業従事者の伸びが目立っているが、実数はわずかである。

35年から45年にいたる女子雇用者数の変化を職業別にみると、農林・漁業従事者と採鉱・採石作業従事者を除く他の職業でいずれも増加しているが、とくに事務従事者、技能工・生産工程従事者および単純労働者、販売従事者の増加が著しい。

増加率では、管理的職業従事者での伸びが最も大きく、事務従事者、販売従事者、専門的・技術的職業従事者などがこれに次いでいる。

このうち、女子に対する高等教育の普及などを反映して増加の続いている専門的・技術的職業では従来から医療保健技術者(45年現在約50万人)と教員(同37万人)が圧倒的多数を占めているが、近年美術家・デザイナー・写

真師、音楽家・舞台芸術家・職業スポーツ家、技術者などでの伸びがみられる。

49年現在の職業別雇用状況をみると、事務従事者（371万人）が最も多く、次いで技能工生産工程従事者（312万人）、サービス職業従事者（155万人）販売従事者（124万人）、専門的技術的職業従事者（125万人）などとなっている。

また、雇用者中に占める女子の比率でみると、サービス職業で女子が過半数（52%）を占めているほか、事務従事者（47%）、専門的・技術的職業従事者（44%）に女子が多い。

なお、女子の管理的職業従事者は47年50%、48年22%と高い伸び率を示したが、女子雇用者の1.0%を占めるにとどまり、また管理的職業従事者に占める女子の比率は5.8%にすぎない。他方、男子の管理的職業従事者は男子雇用者の7.3%を占めている。

d. 製造業における男子の就業分野への婦人の進出

生産技術の進展による作業の機械化・自動化にともなって、製造業における技能工、生産工程作業員および単純労働者の増加が著しいが、これとともにこれらの就業分野にも徐々に変化が現れている。

従来、女子の最も多い分野は製糸・紡績作業で35年に27%を占めていたが、45年には15%に縮少し、代って電気機械器具組立・修理作業員、金属加工および一般機械組立・修理作業員などの増加が見られた。

婦人少年局が44年に行った調査（女子労働者の就労状況の変化に関する調査）によると、過去3年間に従来男子が就いていた仕事に女子を就けるようになったところは、製造業事業所の22%で、このうち18%までが生産現場の仕事に女子を新たに就業させている。

男子から女子に切り替えた理由としては、「男子の仕事の一部を分けて女子がやれるようにしたから」が最も多いが、その他「機械化等により女子でもできるようになったから」「最近女子が能力的に向いていることがわかったため」「男子が採用できないからその代替として」等が大きな理由として

挙げられている。

「最近女子が能力的に向いていることがわかったため」女子にかえたという事例はプログラマーを主とする専門的・技術的職業、事務的職業、製図工、写図工などの職種に多く、技能工生産工程作業では「機械化等により女子でもできるようになった」「男子が採用できないからその代替として」「女子の方が賃金がやすい」などの理由が目立っている。

3. 最近の勤労婦人の特徴

a. 中高年婦人、既婚婦人の雇用増大

従来わが国の女子雇用者は未婚の若年層が中心であったが、経済の高度成長にともなう女子雇用の拡大の過程で、若年・未婚者の割合は縮小し、中高年・既婚者の割合が増大している。

昭和30年には、女子雇用者のうち30歳未満の者が69%を占めていたが、近年中高年齢婦人の職場進出が著しく、49年には30歳以上の者が過半数(56%)を占めるに至っている。

また、これとともに既婚女子雇用者が大幅に増加し、30年当時未婚者が女子雇用者の65.5%を占め、有配偶者の比率は20%にすぎなかったが、49年には未婚者の比率が39%に低下する一方、有配偶者は50%に増大して離別・死別者(11%)を含めると、既婚婦人が女子雇用者の6割を占めるに至っている。

b. 高等教育終了者の増大

上級学校進学率の上昇にともなう、女子雇用者中に占める高等教育終了者の割合も増大傾向を示している。49年の就業構造基本調査により女子雇用者の教育程度別構成をみると、初等教育終了者(旧制小学校・新制中学校卒業)41%、中等教育終了者(旧制中学校、新制高等学校卒業)45%、高等教育終了者(短期大学・高等専門学校・大学卒業)13%、在学者0.9%である。近年、初等教育終了者の比率が低下し、中等教育終了者の比率はほぼ横ばいで、高等教育終了者の比率は43年(8%)、46年(10%)に比べ、わずかながら上昇している。

また、15歳以上人口に占める女子雇用者の比率をみると、初等教育終了者23%、中等教育終了者34%に対して、高等教育終了者の場合は42%と、高学歴者ほど雇用者として働いている者の比率が高くなっている。

c. 短時間就業者の増大

家庭婦人の職場進出の増大にともなって、近年、パートタイム就労の女子雇用者の増加が著しい。

非農林業女子雇用者数を週間就業時間別にみると、週35時間未満の短時間就業者数は49年現在184万人で、40年当時(42万人)の4倍以上に増加しており、この間の女子雇用者の増加率を上まわる伸びを示している。その結果、雇用者中に占める比率をみると、40年当時の5.3%から16%に上昇している。

ちなみに、就業構造基本調査(49年)によつて、女子無業者の就業希望状況をみると、就業希望者(776万人)のうち305万人(39%)が短時間で雇われたいと望んでおり、43年(197万人・30%)、46年(257万人・36%)に比べ、かなり増加している。短時間勤務を希望する者のうち、25～34歳層が40%を占め、次いで、35～44歳28%、15～24歳15%と家事・育児の負担の大きい年齢層の者が多い。

d. 就労形態の多様化

既婚婦人・中高年婦人の雇用増大にともなって、最近では結婚まで就労する者のほか、結婚・出産後も引き続き就労する者、結婚・出産により一時職業生活を中断し育児の負担が少なくなった段階で再び職業生活に復帰する者、中高年になってはじめて職場に出る者など、女子雇用者の就労形態は多様化してきた。

就業構造基本調査(46年)によると、女子離職者のうち結婚を理由とした者が30.1%、育児を理由とした者が21.7%で結婚又は出産を機会に職場を退く者が多いが、婦人少年局が行った調査(女子労働者の雇用管理に関する調査、46年)によれば、未婚者のみを雇用する事業所は14%にすぎず、86%の事業所に既婚女子労働者が就業しており、このうちの半数の事業所には、

未婚当時の継続勤務者が雇用されている。

また、女子雇用者の10%が再就職者であり、再就職時の平均年齢は32.4歳となっている。さらに、再就職者の7割が既婚者でさらにその8割が子供をもち、末子の平均年齢は8.6歳である。

なお、雇用動向調査(48年)によると、1年間に入职した女子のうち31%が過去1年間に就業経験のない新規学卒者以外の一般未就業者である。

e. 勤続年数の長期化

賃金構造基本統計調査によると、36年当時女子労働者の平均勤続年数(同一企業に勤続した年数)は3.6年であったが、49年は5.0年(サービスを含めると5.5年)とわずかながら長期化傾向がみられる。

また、前述の婦人少年局調査(46年)によれば、55%の事業所に10年以上勤続の女子労働者が雇用されており、これらの長期勤続者が女子労働者の8.6%を占めている。

なお、勤続年数の推移を年齢階級別にみると、40歳以上の年齢層では平均勤続年数がかかなり伸びているのに対し、その他の年齢層ではほとんど変化がないか若干低下している。なかでも25～29歳層、30～34歳層での平均勤続年数の低下が目立っている。

B 婦人の賃金、労働時間

1. わが国の賃金制度と婦人の賃金

わが国では、歴史的社会的背景の中で、賃金は職種別に決められるのではなく、賃金の決め方は企業毎に異なる傾向が強い。そして企業が賃金を決定する要素として、一般に学歴、年齢、勤続年数など個人的な属性が重視されてきた。さらに属人的要素のうちでも、労働者が同一企業に定着する傾向が強い雇用慣行を背景として、勤続年数の比重が高い。このような事情と関連して、定期昇給制度がほとんどの企業に普及して、労働者の勤務成績などを加味しながら、勤続年数の増加に応じて賃金が引上げられるのが一般的である。

また、扶養家族数、住宅費など生活費に直接対応する諸手当や職務に対応

した勤務手当などがかなり採用されていることも賃金決定上の特徴として挙げられる。

そのため、従来から職業経験が浅く、また家計の主たる担い手ではない若年層や女子労働者の賃金は相対的に低くなっていた。近年若年労働力不足の深刻化にともなう、若年層の賃金水準はかなり改善され、また若年層での男女賃金格差は小さいが、中高年齢層についてみると女子労働者の賃金水準は依然として相対的に低い。

なお、女子労働者を短期・補助的労働力として固定化し、能力開発や昇進・昇格の機会を限定するなど、女子労働力を男子労働力に比して、一般的に低く評価するというような風潮がまだ残っており、このことが女子労働者の賃金水準を低くしている面をもっているものと考えられる。

2. 女子の賃金水準と男女賃金格差

わが国には賃金率という概念が明確には存在しないので、賃金を1人平均月間現金給与総額でみると、女子労働者の賃金は、高度経済成長のもてで、昭和35年当時の12,414円から49年には97,392円と8倍近い伸びを示している。この間、女子の賃金の対前年増加率は、ほぼ毎年男子の賃金の伸びを上まわってきた。

昭和35年から49年の間に男子の賃金（平均月間現金給与総額）を100とした女子の賃金の比率は43から54に上昇し、男女の賃金格差は徐々に縮小してきている。また、賞与など特別に支払われた給与や超過勤務手当を除いた所定内給与額でみると、49年現在の男女賃金格差は60とさらに小さいことがうかがえる。

このように、男女の賃金格差が徐々にではあるが縮小してきた背景には、既に指摘したように労働力不足の進展にともなう女子労働力に対する需要が急増したことおよび女子労働者の学歴構成が高まり、平均年齢・平均勤続年数が伸びてきたこととあいまって、管理的職業や専門的技術的職業従事者が増えるなど、婦人の就労分野もわずかながら拡大してきた事実があることが認められる。

賃金の男女間格差を生じさせている基本的な要因としては、女子の就業分野が男子と異なること、女子の勤続年数が男子よりも短いことが考えられる。

a. 就業分野の相違

一般的に女子の勤続期間が短いことが予想されることから、企業は女子労働力を短期補助的労働力として固定化する傾向があり、女子高学歴者の採用を手控えたり、能力開拓や昇進・昇格の機会を限定する場合がみられる。また、長い間職業生活を中断した後入職する場合には技能・技術を身につけておらず、単純軽作業に就業せざるを得ないという事情がある。このように女子労働者の多くが単純軽作業に就業していることが、男女の賃金格差の要因の一つになっていると思われる。

b. 勤続年数の違い

前述したように、わが国ではいわゆる年功序列賃金制度が一般的に採用され、そこでは個人的な属性、なかでも勤続年数が重要な賃金決定要素の一つとなっている。このような賃金制度の下では女子の勤続年数が、男子と比べて相対的に短いことが、男女の賃金格差の要因となっている。

女子の勤続年数が短いのは、女子の仕事が結婚、出産、育児等により中断されることが多いことによる影響が大きい。また、企業の方も前述のように女子労働力を短期・補助的労働力として位置づける傾向が強く、いわゆる結婚退職・若年定年等の事例も時には見られることもある。

近年労働力需給関係の変化や労働態様の変化にもなって、労働力の流動性の促進、労働者の能力の有効発揮などの観点から、賃金決定要素として、勤続年数等の個人的属性以外に職務、職能を考慮した賃金制度を導入する傾向がみられる。しかし、女子労働者の多くは、昇進・昇格の機会の乏しい補助的職種・不熟練労働分野に集中している現状では、職務・職能給の導入が直ちに男女賃金格差の縮小に大きな影響を与えるとは考えられない。

また、男女の賃金格差を月間現金給与総額でみる場合は、以上に述べたこと以外に男女の労働時間の差が賃金の格差として現われてくる。月間給実労働時間数をみると、昭和49年現在、男子の180.6時間に比べ女子は163.9時

間と相対的に少なくなっている。このうち、所定外労働時間についてみると男子は16.6時間、女子は4.5時間で、割増賃金の支給される時間外労働に従事した時間数での差が大きいがうかがえる。この点については、既に指摘したように、超過勤務手当等を除いた所定内給与額でみると、統計上に現れる男女の賃金格差はさらに小さくなっている。

なお、わが国の賃金は、仕事の内容、労働時間数等とはかかわりなく、扶養家族数、住宅費など生活費に対応する諸手当が含まれることが多い。女子は家計の主たる担い手ではないことが多いので、これらの生活手当は主として世帯主の男子に支給され、女子は支給されることが少ない。この生活手当の差も月間現金給与総額の男女格差の一要因となっているものと思われる。

3. 婦人の労働時間

1人平均月間総実労働時間数の推移をみると、男女に共通して昭和30年代中頃以降減少傾向が続いている。この実労働時間の減少傾向は、30年代は主に残業時間の規制による所定外労働時間数の減少によるものであり、40年代に入ってから、所定労働時間の短縮を中心とした労働時間制度の改善等にもなって、主に所定内労働時間数の減少がみられた。なお、1人平均月間出勤日数もわずかながら減少しているが、これは49年9月現在なんらかの形で週休2日制を実施している企業は42.8%に及び、労働者の67.5%に実施されるようになるなど週休2日制の普及によるところが大きいと考えられる。

女子の月間総実労働時間数は、昭和35年当時192.1時間（うち所定内181.6時間、所定外10.5時間）であったが、49年には163.9時間（男子は180.6時間）に減少している。このうち、所定内労働時間数は158.9時間（男子164.7時間）、所定外労働時間数は5.0時間（男子15.9時間）で、男子の労働時間数に比べいずれも相対的に少ない。女子の労働時間数および出勤日数が男子より少ないのは、法令上労働時間の制限があることのほか、既婚婦人の雇用増大にともないパートタイム雇用者が増加したこと等によるものと考えられる。

■ 勤 労 婦 人 対 策 の 概 況

1 法 制

第2次世界大戦後の民主的改革のなかで、昭和21年11月に公布された日本国憲法によって、日本の婦人は、他の近代国家におけると同様の基本的人権を賦与され、同時に政治・経済・社会のすべての面において男子と同等の権利を有することが宣言された。

a. 就業における男女平等に関する法規

(a) 憲法によって保障された法の下での平等の原則(14条)、職業選択の自由(22条)を具体化するものとして、職業安定法(3条)では、職業紹介および職業指導における男女の差別的取扱を禁止している。

(b) 憲法は、また勤労者の団結権・団体交渉その他の団体行動権を(28条)を認めているが、さらに労働組合法(5条)は、組合員資格に関する男女の差別的取扱いの禁止を、労働組合同規約に規定するよう義務づけている。

(c) また、従来男子より低位にあった女子労働者の社会的・経済的地位の向上を図るため、労働基準法(4条)では賃金についての男女の差別的取扱を禁止している。なお、賃金以外の労働条件については、同法(3条)で国籍・信条又は社会的身分による差別を禁止しているのみで、性別を理由とする差別については取締規定を設けていない。

(d) 一般労働者に対する労働基準法の規定に対応して、公務員については、国家公務員法(27条)、地方公務員法(13条)により、男女の差別的取扱を禁止している。

(e) なお、民法は、私人の権利・義務について規定している基本法であり、私的行為の全領域にわたる通則として作用しているが、その冒頭(1条の2)で、両性の本質的平等を本法の解釈基準とすべきことを規定している。また、90条では、公の秩序善良の風俗に反する事項を目的とする法

律行為を無効とし、その法的効力を否定しており、男女の平等取扱の原則がここにいう公の秩序をなすものと解されている。

(f) さらに、47年に施行された勤労婦人福祉法は「勤労婦人が母性を尊重されつつしかも性別により差別されることなくその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営むことができるように配慮される」べきことを基本的理念として掲げている。

h. 勤労婦人の労働条件の保護に関する法規

憲法(27条)の規定を受けて、昭和2年に施行された労働基準法により、就業時間・休息その他の労働条件について最低基準が確立された。同法および女子年少者労働基準規則には、労働時間等に関する制限、危険有害業務への就労禁止、母性保護等勤労婦人の労働条件に関する特別規定が設けられている。

(a) 労働時間については1日8時間、1週48時間を原則とし、労働者代表と使用者との協定により時間外労働が認められる場合にも、女子の場合は1日2時間、1週6時間、1年150時間以内に制限される。

(法32条、36条、61条)

休日は毎週最低1日与えることを原則とし、女子の休日労働は原則として禁止されている。(法35条、36条、61条)

特定の職種(保健衛生の事業・接客娯楽の事業・電話の事業等に従事する者、航空機のスチュワーデス・ラジオテレビのプロデューサーおよびアナウンサー等の業務に従事する者)以外は、原則として午後0時から翌朝5時までの夜間の就業が禁止されている。(法62条、8条、女年則6条)

(b) 一定の範囲の危険有害業務(動力によるクレーンの運転、重量物の取扱い、鉛・水銀等を発散する場所における業務、坑内労働等)については女子の就労が禁止されている。(法63条、64条、女年則7～9条)

(c) 女子労働者が妊娠した場合には、産前は申出により6週間以内、産後は使用者の義務として原則として6週間の休暇が認められる。また、妊娠中他の軽易業務への転換を請求することができる(法65条)。産前産

後休業をとる女子労働者については、その休業期間およびその後30日間の解雇を禁止することによって、さらに保護している。（法19条）

生後1年未満の生児を育てる女子労働者は、休憩時間とは別に1日2回各30分の育児時間をとることができる。（法66条）

生理日の就業が著しく困難な女子および生理に有害とされている業務（著しく精神的又は神経的緊張を必要とする業務、相当に筋肉的労働を必要とする業務等）に従事する女子労働者は申出により生理休暇をとることができる（法67条、女年則11条）

c. 勤労婦人福祉法

勤労婦人の福祉に関する基本的理念を明らかにし、国および地方公共団体の勤労婦人の福祉に関する措置についての自主的努力を促すことを目的として、47年に勤労婦人福祉法が制定・施行された。

本法は、国または地方公共団体が勤労婦人に対する職業指導・職業訓練の充実に努めるほか、勤労婦人の福祉について国民の関心と理解を深めるとともに勤労婦人自身の意識の高揚を図るため必要な啓発活動を行うことおよび勤労婦人の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とした「働く婦人の家」の設置に努めること等を規定している。

また、本法は事業主に対して、その雇用する勤労婦人について妊娠中・出産後の健康管理に関する配慮および育児休業その他育児に関する便宜の供与を行うよう努力義務を課している。前述のように、労働基準法は産前産後の休業、妊娠中の輕易業務転換、育児時間等についてすべての職場における最低の労働条件として罰則をもって定めているが、本法では労働基準法に規定されている措置以外に事業主が必要に応じて適宜の措置を講ずるよう包括的な規定を設けている。

2 能力有効発揮のための主な措置

a. 職業指導

全国約500所に設置されている公共職業安定所では、職業紹介事業の一環として職業指導を行なっているが、主として家庭婦人が対象となるパートタ

イム職業紹介については、これを取扱い窓口がすべての公共職業安定所に設けられている。このほか、雇用情報の提供、職業相談等のサービス活動を行うターミナル職業相談室を45年以來全国主要都市15ヶ所に設置している。

6. 職業訓練

(a) 公共職業訓練

国、都道府県、市町村および雇用促進事業団の設置した公共職業訓練施設が行う職業訓練は、養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練、再訓練および指導員訓練の5種類に大別されている。

養成訓練は、主として中学校又は高等学校卒業者に対して職業に必要な基礎的な技能・知識を習得させることによって、技能労働者としての能力を養成するために行うもので、これには6月（高卒）又は1年（中卒）の比較的短期の訓練期間で行われる専修訓練課程、1年（高卒）～2年（中卒）の比較的長期の訓練期間の高等訓練課程があるほか、昭和50年度から新たに高卒者を対象に訓練期間2年の特別高等訓練課程が設けられている。昭和49年4月に養成訓練コースに入校した女子訓練生は2,260人で、入校生全体（31,015人）に占める割合は7.3%である。専修訓練課程には55の訓練科、高等訓練課程には81の訓練科があるが、女子訓練生は縫製、事務、機械製図、美容等の訓練科に多い。

能力再開発訓練は労働者に対して、従前の職業等を考慮して、新たな職業に必要な技能・知識を習得させることによって技能労働者としての新たな能力を開発するために行うものである。49年4月末の能力再開発訓練における女子在校生数は4,819人で、在校生全体（13,813名）の35%を占めている。女子訓練生は事務、縫製、家政、写図、タイプライティング、洋裁に多い。

向上訓練は養成訓練を受けた労働者等に対し、より高度の技能・知識を習得させることによって技能労働者としての能力を向上させるために行うものであり、再訓練は養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練を受けた労働者等に対し、その職業に必要な技能・知識を補充させることによって、技能労働者としての能力を確保させるために行うものである。また、指導員

訓練は職業訓練指導員を養成し、又はその能力の向上に資するために行うものである。

これら公共職業訓練を行う施設は全国で約440校で、49年4月末現在、男女あわせて48,818人が在籍している。

(b) 認定職業訓練

事業主等が行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備、指導員等が労働省令で定める基準に適合するものは、申請により都道府県知事その旨を認定することができ、この認定を受けた職業訓練を認定職業訓練と呼んでいる。

認定職業訓練を実施している事業所等の数は、事業主が単独でその雇用労働者に対して行うもの397所、事業主の団体が行うもの717団体で、共同の訓練団体を構成している事業所数は、約12万所である。49年4月末現在の訓練生数は養成訓練、能力再開発訓練、向上訓練、再訓練をあわせて83,435人で、うち女子の訓練生は9,981人と訓練生全体の14%を占めている。女子訓練生数を訓練科別にみると、洋服科が71%と圧倒的に多く、次いで和裁科、洋服科に多い。

c. 職業講習

上記職業訓練のほか、都道府県婦人少年室では中高年齢婦人の就職を容易にするため、医療事務、厚生事務、経理事務、写図、衣料販売の職種について2週間にわたる短期職業講習を実施している。

また、都道府県では看護婦・保母等の資格を有する主婦の再就職を促進するため、意識調査を行ったり、職業研修を実施しているところもある。

d. パートタイム雇用対策

近年における若年労働力不足の進展に伴い、パートタイム労働力に対する需要が増大する一方、家庭婦人等の中には生活様式の変化等に伴って、パートタイム就労を希望する者が増加してきている。

しかしながら、我が国におけるパートタイム雇用制度の歴史は浅く、パートタイムに関する雇用制度は未だ十分に確立していない。このことから、雇い入れる側においてもパートタイマーの雇用管理について関心が薄く、また

就労する側においても労働者としての意識が低いなど、パートタイマーの就労に関して種々問題が見られた。

このため、労働省においては、パートタイマーの職業紹介についての体制整備を図ることとし、次のように対策を講じている。

- (1) パートタイム求職者の多い主要公共職業安定所に、パートタイマー専門コーナーを設置すること。
- (2) 大都市における一般の利用に便利なターミナル等に設置している「ターミナル職業相談室」においてパートタイマーの職業紹介を行うこと。
- (3) パートタイム就労希望者に対して、家庭責任との両立を図りつつ、能力と適性を有効に発揮できるための指導及び講習会を開催すること。
- (4) 事業主に対して受入体制の整備及び労働条件の適正化の指導を行うこと。
- (5) 求職の「通信受付」、求人「電話受付」を行うこと。

3 家庭生活との調和のための主な措置

a. 保 育 所

勤労婦人が職業生活を継続するうえで、最大の難関となっているのが育児の負担であり、この解決策の一つとして保育所の整備・拡充が図られている。児童福祉法の規定に基づいて設置・運営される認可保育所に対しては、入所児童の福祉を保障するために「児童福祉施設最低基準」を定め、その設備・運営等が一定の水準を保持できるように指導監督するとともに、公立・私立とも国庫、都道府県および市町村から設備費と運営費の補助が行われ、施設の整備・運営の充実が図られている。保育所数は、年次計画で増設されつつあり、49年10月現在 17,342 所、定員 150 万人を数え、保育所入所者該当年齢人口に対する定員数の割合でみても、西欧諸国に劣るものではないが、勤労婦人の増加とともに保育所に対する需要が急激に増大しているため、需要に応じきれない現状にある。

なお、保育所への入所措置をとるべき基準としては、母親が居宅外労働又は居宅内労働をしている場合、母親がいない場合、母親が疾病等の場合、母

親が疾病者等の看護をしている場合等が挙げられており、母親および同居の親族等が児童の保育に当ることができないことが要件となっている。これらの場合には、児童の属する家庭の所得状況如何にかかわらず、保育所に入所させ、一定の所得以上の家庭からは保育に要する費用の一部又は全部を徴収することになっており、児童の属する世帯の所得階層および児童の年齢区分に応じて基準額が定められている。

ｂ．育児休業

勤労婦人の中には、出産後も勤務する意志をもちながら、育児の負担のために心ならずも職業生活から離脱していく者も少なくない。そこで、前述のように、勤労婦人福祉法に基づいて、育児休業の普及促進を図るための指導、援助が行われている。終身雇用あるいは年功序列賃金制度が根強く存在するわが国の雇用慣行の下では、一度離職すると再就職が難しく、また不利な労働条件を余儀なくされる場合が多いので、育児休業は勤労婦人の職場の確保と労働条件の維持向上のうえで、かなり有効なものと考えられる。

育児休業中の給与については、就業規則、労働協約等による労使の自主的決定に委ねられており、育児休業の実施にあたっては他の休業に対する取扱いとの均衡や支払能力等を勘案して定められているが、実際の取扱い例をみると、休業期間中無給とする事業所が多い。

なお、前述のとおり勤労婦人には労働基準法によって産前産後休業が認められ、また休業期間中およびその後30日間の解雇が禁止されている。産前産後休業についても休業中の賃金の支給に関しては労働基準法上、何等の規定がなく、労使の自主的決定に委ねられており、休業期間中有給とする事業所は3割余である。しかしながら、健康保険制度により健康保険加入者に対しては後述の出産手当金が支給されている。

4 母性給付その他の社会保険制度

現行の社会保険制度では、健康保険、労働者災害補償保険、雇用保険および厚生年金保険において勤労者の所得の停止をもたらす傷病・分娩・失業および老齢等に対して所得保障の目的で、金銭給付が行われている。このうち、

労働者災害補償保険、雇用保険および厚生年金保険はいずれも政府管掌の制度であり、健康保険は各事業所に設立されている健康保険組合を保険者とするものと、健康保険組合の設立されていない事業所に使用される雇用者を被保険者として政府が健康保険事業を行う政府管掌の制度とがある。

a. 健康保険

健康保険制度では、被保険者の業務外の事由による疾病、負傷、死亡又は分娩および被扶養者の疾病等に対して保険給付を行っている。このうち、勤労婦人に特有な給付として、分娩費（被保険者が分娩した場合、一時金として標準報酬月額半額の半額を支給）、出産手当金（被保険者が分娩の前後各42日間で労働に従事しないため給与の支払いを受けなかった期間、1日につき標準報酬日額の60%を支給）、育児手当金（被保険者が分娩した子供をひき続き育てる場合、一時金として2,000円支給）が設けられている。

b. 雇用保険

従来の失業保険の抜本的改正によって、50年度から新たに創設された雇用保険は、労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて労働者の職業の安定に資するため、雇用構造の改善・労働者の能力の開発向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的としている。

失業給付には、求職者給付として基本手当のほか技能習得手当、寄宿手当、傷病手当等があり、就職促進給付として常用就職支度金、移転費および広域求職活動費がある。このうち、最も基本的な給付である基本手当は、その給付率を前職賃金の8割～6割の範囲として、低所得層の給付率を高くしている。また、給付日数については、年齢等による就職の難易度に応じて、30歳未満の場合の90日分から55歳以上の場合の300日分までの4段階に区別している。なお、新たに勤労婦人等の福祉の観点から、出産・育児等一定のやむを得ない事由に該当する失業者について、求職活動を行い得る時期に基本手当を受給できるよう、受給期間（原則1年）を最長4年の範囲で延長できることになっている。

さらに、事業主の負担する保険料のみを財源として雇用改善事業、能力開発事業および雇用福祉事業を行うこととしているが、雇用改善事業の一環として育児休業奨励金、寡婦等雇用奨励金等を支給することにより、勤労婦人の失業の予防や雇用の促進を図っている。

c. 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、廃疾又は死亡に対して保険給付を行い、あわせて労働者の福祉に必要な保険施設をなすことを目的とする制度である。

労働者災害補償保険では被災労働者又はその遺族に対して療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭料及び長期傷病補償の保険給付が行われている。このうち、障害補償給付の支給される身体障害の障害等級については女子の外ばうに著しい醜状を残すものは、第7級（障害の存する期間1年につき給付基礎日額の131日分の年金支給）と認定されるのに対して、男子の場合は第12級（給付基礎日額の156日分の一時金支給）とされているなど、女子に対する給付を厚くする措置がとられている。

d. 厚生年金保険

厚生年金保険は、労働者の老齢、廃疾、死亡等に対して年金（老齢年金、障害年金、遺族年金等）や一時金（障害手当金、脱退手当金）を支給し、労働者やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度である。このうち、老齢年金は、男子の場合は20年又は40歳以後15年以上被保険者であった者について60歳から支給されるのに対して、女子の場合は20年又は35歳以後15年以上被保険者であった者について55歳から支給されることになっており、男女で支給条件に若干の差が設けられている。

付 表

付 表 目 次

1 表	出生率	29
2 表	既婚女子 1 人当り平均出生児数	29
3 表	上級学校進学率	29
4 表	関係学科別短大・大学在学学生数	30
5 表	新規学卒者数、就職者数および就職率	30
6 表	新規学卒就職者の学歴別構成比	31
7 表	中学・高校卒業者の職業紹介状況	32
8 表	女子新規求職者数および新規求人数（月平均）	33
9 表	入職率および離職率	33
10 表	15 歳以上人口、労働力人口および非労働力人口	34
11 表	年齢階級別労働力人口および労働力率	35
12 表	配偶関係別女子労働力人口および労働力率	36
13 表	主な活動状態別非労働力人口	37
14 表	農・非農、従業上の地位別就業者数および構成比	38
15 表	完全失業者数および失業率	40
16 表	雇用者数および雇用者総数中に占める女子の比率	41
17 表	産業別雇用者数および構成比	42
18 表	産業別女子雇用者数および雇用者総数中に占める女子の比率	44
19 表	製造業中分類別女子雇用者数および雇用者総数中に占める女子の比率	46
20 表	職業別雇用者数および構成比	47
21 表	職業別女子雇用者数および雇用者総数中に占める女子の比率	48
22 表	職業小分類別専門的・技術的職業従事者数	49
23 表	職業小分類別技能工・生産工程従事者および単純労働者数	51
24 表	雇用形態別雇用者構成比（非農林業）	56
25 表	規模別女子雇用者構成比（非農林業）	56

26表	年令階級別雇用者数・構成比および雇用手率	57
27表	配偶関係別女子雇用者数・構成比および雇用手率	58
28表	年令階級、配偶関係別女子再就職者数	59
29表	年令階級、子供の有無、末子の年令別女子再就職者数(1971年)	59
30表	女子雇用者の教育程度別構成比	60
31表	短時間就業雇用者数(非農林業)	60
32表	平均年令および平均勤続年数	60
33表	年令階級別平均勤続年数	61
34表	年令階級別労働力人口および労働力率の推計	62
35表	1人平均月間現金給与総額および男女格差	63
36表	新規卒卒者の初任給および男女格差	64
37表	年令階級、学歴別中途採用者の初給賃金(1973年)	65
38表	年令階級別きまって支給する給与および所定内給与の男女格差	66
39表	年令階級、勤続年数別所定内給与の男女格差(1974年)	67
40表	産業別月間現金給与総額および対前年増加率	68
41表	産業別、学歴別女子労働者の平均勤続年数およびきまって支給する 給与額	69
42表	主な職種別女子労働者の平均勤続年数、およびきまって支給する給 与額	71
43表	1人平均月間総実労働時間数および出勤日数	72
44表	労働組合員数および推定組織率	72
45表	産業別単位労働組合数および組合員数	73
46表	定年制の有無および決め方別企業構成比	74
47表	男女別定年制における定年年令別企業構成比	74
48表	定年制規定方法別企業構成比	75
49表	女子の採用の有無および採用条件の相違の有無別事業所構成比	76
50表	女子を配置しない職種、部門の有無別事業所構成比	77
51表	女子に対する教育訓練実施の有無別事業所構成比	77

5 2 表	昇進・昇格の有無および女子を昇進・昇格させない理由別事業所 構成比	78
5 3 表	女子のみに適用される退職制の有無、種類別事業所構成比	78
5 4 表	公共職業訓練における訓練科別女子修了者数	79
5 5 表	認定職業訓練における訓練科別女子訓練生数	80
5 6 表	離職理由別女子離職者数	81
5 7 表	認可保育所数および入所児童数	82
5 8 表	企業内保育施設のある事業所の割合	82
5 9 表	就労中の保育状況	83
6 0 表	各国における従業上の地位別女子就業者構成比	84
6 1 表	各国における就業者総数および雇用者総数中に占める女子の比率	85
6 2 表	各国における産業別雇用者数	86
6 3 表	各国における男女賃金格差	87
6 4 表	働く婦人の家設置状況	87
6 5 表	内職相談センター設置状況	89
6 6 表	ターミナル職業相談室設置状況	90

1表 出生率

(人口千人対)

	1950	1955	1960	1965	1970	1972	1973
出生率	28.1	19.4	17.2	18.6	18.8	19.3	19.4

厚生省—人口動態統計

2表 既婚女子1人当り平均出生児数

(人)

	1950	1960	1970
出生児数	3.60	3.22	2.71

総理府—国勢調査

3表 上級学校進学率

(%)

	1955	1960	1965	1970	1971	1972	1973	1974
高等学校進学率								
計	51.5	57.7	70.7	82.1	85.0	87.2	89.4	90.8
女子	47.4	55.9	69.6	82.7	85.9	88.2	90.6	91.9
男子	55.5	59.6	71.7	81.6	84.1	86.2	88.3	89.7
短大・大学進学率								
計	18.4	17.2	25.4	24.2	26.8	29.2	31.2	32.2
女子	14.9	14.2	20.4	23.5	25.9	28.4	30.8	32.2
男子	20.9	19.7	30.1	25.0	27.6	30.0	31.6	32.2

注) 進学率 = $\frac{\text{進学者数} + \text{就職進学者数}}{\text{卒業者数}} \times 100$

文部省—学校基本調査

4表 関係学科別短大・大学在学生数

(%)

	大 学			短 大		
	計	女子	男子	計	女子	男子
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人 文 科 学	13.0	36.3	6.8	21.3	24.3	3.2
社 会 科 学	41.6	14.7	48.8	11.0	6.9	35.5
理 学	3.1	2.1	3.4	0.0	0.1	0.0
工 学	20.6	0.8	25.8	7.2	0.3	48.4
農 学	3.6	1.5	4.2	1.2	0.2	7.2
保健	4.1	7.7	3.1	2.5	2.6	1.5
商 船	0.1	-	0.1	-	-	-
家政	3.5	13.9	0.8	29.9	34.7	1.8
教 育	7.1	19.6	3.8	21.4	24.9	0.5
美 術	0.6	0.8	0.5	3.7	4.0	1.7
その他	2.6	2.5	2.7	1.8	2.1	0.2

文部省一学校基本調査(1974)

5表 新規卒業者数、就職者数および就職率

(千人)

	中 学 校					高 等 学 校				
	卒業 者数	就職者数			就職率	卒業 者数	就職者数			就職率
		計	就職 者数	就職進 学者数			計	就職 者数	就職進 学者数	
				%	%				%	%
1955	1,663	698	634	64(9.2)	41.9	716	341	333	8(2.4)	47.6
1960	1,770	684	633	50(7.3)	38.6	934	573	567	6(1.0)	61.3
1965	2,360	625	549	76(12.0)	26.5	1,160	700	690	10(1.0)	60.4
1970	1,667	271	214	57(21.0)	16.3	1,403	817	803	14(1.7)	58.2
1971	1,622	221	168	58(24.0)	13.7	1,359	760	745	15(2.0)	55.9
1972	1,561	179	134	45(25.2)	11.5	1,318	699	684	15(2.1)	53.0
1973	1,543	145	104	41(28.1)	9.4	1,326	668	653	15(2.3)	50.4
1974	1,624	125	85	41(32.8)	7.7	1,336	642	627	15(2.3)	48.0

文部省一学校基本調査

6表 新視学卒就職者の学歴別構成比

(%)

		計	中 学 校	高等学校	短期大学	大 学
1955	計	100.0	62.1	30.3	1.4	6.2
	女 子	100.0	71.8	24.8	1.4	2.0
	男 子	100.0	55.3	34.2	1.3	9.3
1960	計	100.0	49.8	41.7	1.3	7.3
	女 子	100.0	54.4	42.1	1.7	1.8
	男 子	100.0	46.2	41.0	0.9	11.8
1965	計	100.0	41.8	46.8	2.4	9.1
	女 子	100.0	43.2	50.8	3.5	2.5
	男 子	100.0	40.6	43.4	1.3	14.8
1970	計	100.0	20.0	60.2	6.0	13.9
	女 子	100.0	20.2	64.8	10.5	4.5
	男 子	100.0	19.8	56.0	1.7	22.5
1973	計	100.0	12.9	59.2	8.1	19.8
	女 子	100.0	13.0	66.0	14.7	6.3
	男 子	100.0	12.7	52.9	2.1	32.4
1974	計	100.0	11.5	58.5	9.0	21.0
	女 子	100.0	11.5	65.0	16.4	7.1
	男 子	100.0	11.4	52.4	2.1	34.1

注) 高等専門学校・大学院卒業者を含まない。

文部省一学校基本調査

7表 中学・高校卒業者の職業紹介状況

			求職者数 (A)	求人数 (B)	就職者数 (C)	求人倍率 $\frac{(B)}{(A)}$
			千人	千人	千人	倍
女	中学校	1969年	130	620	125	4.8
		1970	108	586	108	5.4
		1971	91	570	91	6.3
		1972	75	386	75	5.2
		1973	61	347	61	5.7
		1974	54	352	54	6.5
	高等学校	1969	415	1,621	369	3.9
		1970	363	1,746	353	4.8
		1971	347	1,913	346	5.5
		1972	320	787	320	2.5
		1973	307	785	307	2.6
		1974	301	938	300	3.1
男	中学校	1969	115	559	103	4.8
		1970	91	557	89	6.2
		1971	74	562	74	7.5
		1972	59	351	59	5.9
		1973	48	282	48	5.9
		1974	43	294	43	6.9
	高等学校	1969	359	2,798	319	7.8
		1970	304	2,955	299	9.7
		1971	280	3,332	278	11.9
		1972	248	997	247	4.0
		1973	230	894	229	3.9
		1974	224	1,126	223	5.0

注) 1971年の高校卒求人数, 求人倍率は求人確認制度の実施により従来の数と継続しない。

労働省—職業安定業務統計

8表 女子新規求職者数および新規求人数（月平均）
（常用労働者）

年	新 規 求 職 者 数 人	新規求人数 人	求人倍率 倍	就 職 率 %	充 足 率 %
1969	112,037	160,130	1.4	42.1	29.4
1970	123,659	168,437	1.4	40.9	30.1
1971	133,037	158,212	1.2	38.8	32.6
1972	118,023	170,265	1.4	39.2	27.2
1973	107,160	214,066	2.0	42.3	21.2
1974	138,437	166,386	1.2	39.4	32.8

注) 常用労働者……ここでは学卒、パートタイムを除く。
 求人倍率……新規求職者に対する新規求人数の割合
 就職率……新規求職者に対する就職者数の割合
 充足率……新規求人数に対する就職者数の割合

労働省—職業安定業務統計

9表 入職率および離職率（規模30人以上）

(%)

	入 職 率			離 職 率		
	計	女	男	計	女	男
1970	2.8	3.6	2.5	2.6	3.3	2.3
1971	2.4	3.2	2.1	2.4	3.3	2.0
1972	2.1	2.8	1.8	2.1	2.9	1.8
1973	2.3	2.9	1.9	2.1	2.9	1.8
1974	2.0	2.6	1.7	2.0	2.8	1.7

注1) 毎月の入職率（月初労働者数に対する月間の増加労働者数の割合）および
 離職率（月初労働者数に対する月間の減少労働者数の割合）から年平均値
 を算出したもの

注2) 1972年以後サービス業を含む

注3) 1972年7月分以後沖縄を含む

労働省—毎月勤労統計調査

10表 15歳以上人口、労働力人口および非労働力人口

(万人)

	15歳以上人口	労働力人口	非労働力人口
総 数			
1955	5,925	4,194	1,723
1960	6,520	4,511	1,998
1965	7,287	4,787	2,497
1970	7,885	5,153	2,723
1971	7,970	5,178	2,779
1972	8,051	5,182	2,851
1973	8,208	5,299	2,887
1974	8,300	5,274	3,000
女 子			
1955	3,068	1,740	1,325
1960	3,370	1,838	1,526
1965	3,758	1,903	1,853
1970	4,060	2,024	2,032
1971	4,106	2,004	2,097
1972	4,148	1,981	2,158
1973	4,239	2,045	2,183
1974	4,285	1,996	2,276
男 子			
1955	2,857	2,455	398
1960	3,151	2,673	472
1965	3,529	2,884	644
1970	3,825	3,129	691
1971	3,864	3,175	683
1972	3,903	3,201	693
1973	3,969	3,254	704
1974	4,015	3,278	723

総理府一労働力調査

11表 年令階級別労働力人口および労働力率

		総数	15-19 歳	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-54 歳	55-64 歳	65- 歳
総	労働力人口 (万人)	1955	4,194	479	1993			1469		216
		1960	4,511	453	601	576	584	475	1,102	466
		1965	4,787	392	725	598	591	589	1,187	478
		1970	5,153	301	807	644	604	634	1,408	525
		1971	5,178	274	853	604	601	635	1,446	540
		1972	5,182	233	813	618	620	643	1,492	535
		1973	5,299	218	762	667	641	652	1,566	550
		1974	5,274	193	697	692	657	637	1,608	547
数	労働力率 (%)	1955	70.8	56.3	77.0			74.9		42.7
		1960	69.2	50.8	79.0	74.3	76.4	76.0	74.4	66.4
		1965	65.7	36.1	78.0	72.6	74.1	78.2	76.8	65.3
		1970	65.4	32.5	75.6	71.2	72.9	77.6	78.4	64.2
		1971	65.0	31.2	75.3	70.2	71.9	76.8	78.1	64.5
		1972	64.4	27.9	74.3	69.8	71.7	76.8	78.0	63.2
		1973	64.6	26.5	73.3	70.5	72.3	77.2	78.5	63.8
		1974	63.5	23.8	71.7	69.7	71.3	76.3	78.1	63.0
女	労働力人口 (万人)	1955	1,740	222	844			567		83
		1960	1,838	219	277	217	216	200	457	162
		1965	1,903	191	325	204	205	226	506	172
		1970	2,024	153	374	208	201	234	587	193
		1971	2,004	137	388	188	195	231	594	202
		1972	1,981	117	367	191	199	231	609	200
		1973	2,045	113	350	212	209	238	637	209
		1974	1,996	95	319	217	209	229	644	208
子	労働力率 (%)	1955	56.7	53.0	61.8			57.3		29.1
		1960	54.5	49.0	70.8	54.5	56.5	59.0	59.0	46.7
		1965	50.6	35.8	70.2	49.0	51.1	59.6	60.2	45.3
		1970	49.9	33.6	70.5	45.6	48.2	57.5	61.8	44.4
		1971	48.8	31.7	69.1	45.3	46.2	55.8	60.9	44.9
		1972	47.8	28.5	67.4	43.0	45.7	55.4	60.9	43.7
		1973	48.3	27.9	67.1	44.5	46.8	56.3	61.3	44.5
		1974	46.6	24.0	65.6	43.3	44.9	54.8	60.4	43.6
男	労働力人口 (万人)	1955	2,455	258	1149			902		133
		1960	2,673	234	325	360	368	275	678	304
		1965	2,884	201	400	395	386	363	681	306
		1970	3,129	148	434	435	403	400	820	331
		1971	3,175	137	465	416	406	405	852	338
		1972	3,201	116	446	427	421	412	884	335
		1973	3,254	105	413	455	432	414	929	341
		1974	3,278	97	378	475	449	408	964	340
子	労働力率 (%)	1955	85.9	59.7	94.1			92.8		60.2
		1960	84.8	52.7	87.8	95.5	96.6	96.2	95.9	85.6
		1965	81.7	36.3	85.8	96.8	97.0	97.1	96.3	86.7
		1970	81.8	31.4	80.5	97.2	98.0	97.7	97.0	86.7
		1971	82.2	30.6	81.3	97.6	98.1	97.8	97.1	87.1
		1972	82.0	27.3	81.2	97.0	98.0	98.0	97.1	86.6
		1973	82.0	25.2	79.5	96.9	98.1	98.1	97.2	86.8
		1974	81.6	23.6	77.7	96.5	98.1	98.0	97.1	86.5

総理府—労働力調査

12表 配偶関係別女子労働力人口および労働力率

	総 数	未 婚	有 配 偶	離・死別
労働力人口 (万人)				
1962	1861	583	1033	245
1965	1903	568	1094	240
1970	2024	603	1187	234
1971	2004	585	1188	231
1972	1981	550	1206	225
1973	2045	546	1261	238
1974	1996	517	1250	229
労働力率 (%)				
1962	53.4	63.6	51.1	44.5
1965	50.6	56.4	49.9	42.9
1970	49.9	59.3	48.3	39.9
1971	48.8	59.3	47.0	38.9
1972	47.8	57.6	46.6	37.4
1973	48.3	57.5	47.2	38.5
1974	46.6	55.5	45.8	36.8

総理府-労働力調査

13表 主な活動状態別非労働力人口

			総 数	家 事	通 学	そ の 他
総 数	非人 労働 力口 (万人)	1955	1,723	-	-	-
		1960	1,998	1,021	454	523
		1965	2,497	1,202	733	561
		1970	2,723	1,379	735	609
		1971	2,779	1,442	711	627
		1972	2,851	1,481	715	654
		1973	2,887	1,500	730	657
		1974	3,000	1,563	748	689
	構 成 比 (%)	1955	100.0	-	-	-
		1960	100.0	51.1	22.7	26.2
		1965	100.0	48.1	29.4	22.5
		1970	100.0	50.6	27.0	22.4
		1971	100.0	51.9	25.6	22.6
		1972	100.0	51.9	25.1	22.9
		1973	100.0	52.0	25.3	22.8
		1974	100.0	52.1	24.9	23.0
女	非人 労働 力口 (万人)	1955	1,325	-	-	-
		1960	1,526	1,005	216	306
		1965	1,853	1,188	341	323
		1970	2,032	1,373	323	335
		1971	2,097	1,436	315	345
		1972	2,158	1,474	319	365
		1973	2,183	1,493	324	366
		1974	2,276	1,556	335	385
	構 成 比 (%)	1955	100.0	-	-	-
		1960	100.0	65.9	14.2	20.0
		1965	100.0	64.1	18.4	17.4
		1970	100.0	67.6	15.9	16.5
		1971	100.0	68.5	15.0	16.5
		1972	100.0	68.3	14.8	16.9
		1973	100.0	68.4	14.8	16.8
		1974	100.0	68.4	14.7	16.9
男	非人 労働 力口 (万人)	1955	398	-	-	-
		1960	472	16	238	217
		1965	644	15	391	238
		1970	691	6	412	273
		1971	683	5	395	282
		1972	693	7	397	289
		1973	704	7	406	291
		1974	723	7	413	304
	構 成 比 (%)	1955	100.0	-	-	-
		1960	100.0	3.4	50.4	46.0
		1965	100.0	2.3	60.7	37.0
		1970	100.0	0.9	59.6	39.5
		1971	100.0	0.7	57.8	41.3
		1972	100.0	1.0	57.3	41.7
		1973	100.0	1.0	57.7	41.3
		1974	100.0	1.0	57.1	42.0

総理府一労働力調査

14 表 農・非農，従業上の

			全 産 業			
			計	自営業主	家族従業者	雇 用 者
総	就業 者数 (万人)	1955	4,090	1,028	1,284	1,778
		1960	4,436	1,006	1,061	2,370
		1965	4,730	939	915	2,876
		1970	5,094	977	805	3,306
		1971	5,114	956	746	3,406
		1972	5,109	946	706	3,452
		1973	5,233	966	663	3,595
		1974	5,201	952	630	3,610
	構 成 比 (%)	1955	100.0	25.1	31.4	43.5
		1960	100.0	22.7	23.9	53.4
		1965	100.0	19.9	19.3	60.8
		1970	100.0	19.2	15.8	64.9
		1971	100.0	18.7	14.6	66.6
		1972	100.0	18.5	13.8	67.6
		1973	100.0	18.5	12.7	68.7
		1974	100.0	18.3	12.1	69.4
女	就業 者数 (万人)	1955	1,700	267	902	531
		1960	1,807	285	784	738
		1965	1,878	273	692	913
		1970	2,003	285	619	1,096
		1971	1,981	281	581	1,116
		1972	1,956	283	551	1,120
		1973	2,021	309	523	1,186
		1974	1,970	296	500	1,171
	構 成 比 (%)	1955	100.0	15.7	53.1	31.2
		1960	100.0	15.8	43.4	40.8
		1965	100.0	14.5	36.8	48.6
		1970	100.0	14.2	30.9	54.7
		1971	100.0	14.2	29.3	56.3
		1972	100.0	14.5	28.2	57.3
		1973	100.0	15.3	25.9	58.7
		1974	100.0	15.0	25.4	59.4
男	就業 者数 (万人)	1955	2,390	761	582	1,247
		1960	2,629	721	277	1,632
		1965	2,852	666	223	1,963
		1970	3,091	692	186	2,210
		1971	3,134	675	165	2,290
		1972	3,153	662	155	2,332
		1973	3,211	657	140	2,408
		1974	3,232	656	131	2,440
	構 成 比 (%)	1955	100.0	31.8	16.0	52.2
		1960	100.0	27.4	10.5	62.1
		1965	100.0	23.4	7.8	68.8
		1970	100.0	22.4	6.0	71.5
		1971	100.0	21.5	5.3	73.1
		1972	100.0	21.0	4.9	74.0
		1973	100.0	20.5	4.4	75.0
		1974	100.0	20.3	4.1	75.5

地位別就業者数および構成比

農 林 業				非 農 林 業			
計	自営業主	家族従業者	雇用者	計	自営業主	家族従業者	雇用者
1,478	491	913	74	2,612	537	371	1,704
1,273	456	723	94	3,164	550	338	2,276
1,046	394	593	59	3,684	545	322	2,817
842	363	451	29	4,251	614	354	3,277
768	345	398	25	4,347	611	348	3,381
705	324	355	26	4,404	622	351	3,425
656	312	314	29	4,577	655	349	3,565
628	309	289	30	4,573	643	341	3,580
100.0	33.2	61.8	5.0	100.0	20.6	14.2	65.2
100.0	35.8	56.8	7.4	100.0	17.4	10.7	71.9
100.0	37.7	56.7	5.6	100.0	14.8	8.7	76.5
100.0	43.1	53.6	3.4	100.0	14.4	8.3	77.1
100.0	44.9	51.8	3.3	100.0	14.1	8.0	77.8
100.0	46.0	50.4	3.7	100.0	14.1	8.0	77.8
100.0	47.6	47.9	4.4	100.0	14.3	7.6	77.9
100.0	49.2	46.0	4.8	100.0	14.1	7.5	78.3
749	78	640	31	951	189	262	500
661	85	539	37	1,146	200	245	701
553	78	455	20	1,325	195	237	893
442	77	355	10	1,561	208	264	1,086
402	77	317	8	1,579	204	264	1,109
367	76	284	7	1,589	208	267	1,113
345	81	255	8	1,677	228	268	1,179
328	84	236	8	1,642	212	264	1,163
100.0	10.4	85.4	4.1	100.0	19.9	27.5	52.6
100.0	12.9	81.5	5.6	100.0	17.5	21.4	61.1
100.0	14.1	82.3	3.6	100.0	14.7	17.9	67.4
100.0	17.4	80.3	2.3	100.0	13.3	16.9	69.6
100.0	19.2	78.9	2.0	100.0	12.9	16.7	70.2
100.0	20.7	77.4	1.9	100.0	13.1	16.8	70.0
100.0	23.5	73.9	2.3	100.0	13.6	16.0	70.3
100.0	25.6	72.0	2.4	100.0	12.9	16.1	70.8
729	413	273	43	1,661	348	109	1,204
612	371	184	57	2,018	350	93	1,575
493	316	138	39	2,359	350	85	1,924
401	285	96	20	2,690	406	90	2,191
366	268	81	17	2,768	407	84	2,273
338	248	71	19	2,815	414	84	2,313
311	230	59	22	2,900	427	81	2,387
301	225	54	22	2,931	431	77	2,418
100.0	56.7	37.4	5.9	100.0	20.9	6.6	72.5
100.0	60.6	30.1	9.3	100.0	17.3	4.6	78.0
100.0	64.1	28.0	7.9	100.0	14.8	3.6	81.6
100.0	71.1	23.9	5.0	100.0	15.1	3.3	81.4
100.0	73.2	22.1	4.6	100.0	14.7	3.0	82.1
100.0	73.4	21.0	5.6	100.0	14.7	3.0	82.1
100.0	74.0	19.0	7.1	100.0	14.7	2.8	82.3
100.0	74.8	17.9	7.3	100.0	14.7	2.6	82.5

総理府一労働力調査

15表 完全失業者数および失業率

	総 数		女 子		男 子	
	完全失業者 数 (万人)	失業率 (%)	完全失業者 数 (万人)	失業率 (%)	完全失業者 数 (万人)	失業率 (%)
1955	105	2.5	40	2.3	65	2.6
1960	75	1.7	31	1.7	44	1.6
1965	57	1.2	25	1.3	32	1.1
1970	59	1.2	21	1.1	38	1.2
1971	64	1.2	23	1.2	41	1.3
1972	73	1.4	25	1.3	48	1.5
1973	67	1.3	24	1.2	43	1.3
1974	72	1.4	26	1.3	46	1.4

総理府—労働力調査

16表 雇用者数および雇用者総数中に占める女子の比率

	総 数		女 子			男 子	
	雇用者数 (万人)	指 数	雇用者数 (万人)	指 数	雇用者総数 中に占める 女子の比率 (%)	雇用者数 (万人)	指 数
1955	1,778	100.0	531	100.0	29.9	1,247	100.0
1960	2,370	133.3	738	139.0	31.1	1,632	130.9
1965	2,876	161.8	913	171.9	31.7	1,963	157.4
1970	3,306	185.9	1,096	206.4	33.2	2,210	177.2
1971	3,406	191.6	1,116	210.2	32.8	2,290	183.6
1972	3,452	194.2	1,120	210.9	32.4	2,332	187.0
1973	3,595	202.2	1,186	223.4	33.0	2,408	193.1
1974	3,610	203.0	1,171	220.5	32.4	2,440	195.7

総理府—労働力調査

17表 産業別雇用

	全産業	農林業	漁業 水産 養殖業	鉱業
年	総数			
1955	1,178(100.0)	74(4.2)	24(1.3)	40(2.2)
1960	2,370(100.0)	94(4.0)	26(1.1)	42(1.8)
1965	2,876(100.0)	59(2.1)	24(0.8)	29(1.0)
1970	3,306(100.0)	29(0.9)	18(0.5)	18(0.5)
1971	3,406(100.0)	25(0.7)	20(0.6)	18(0.5)
1972	3,452(100.0)	26(0.8)	19(0.6)	15(0.4)
1973	3,595(100.0)	29(0.8)	18(0.5)	13(0.4)
1974	3,610(100.0)	30(0.8)	17(0.5)	13(0.4)
女子				
1955	531(100.0)	31(5.8)	3(0.6)	6(1.1)
1960	738(100.0)	37(5.0)	3(0.4)	4(0.5)
1965	913(100.0)	20(2.2)	2(0.2)	3(0.3)
1970	1,096(100.0)	10(0.9)	2(0.2)	2(0.2)
1971	1,116(100.0)	8(0.7)	2(0.2)	2(0.2)
1972	1,120(100.0)	7(0.6)	1(0.1)	2(0.2)
1973	1,186(100.0)	8(0.7)	2(0.2)	1(0.1)
1974	1,171(100.0)	8(0.7)	1(0.1)	1(0.1)
男子				
1955	1,247(100.0)	43(3.4)	21(1.7)	34(2.7)
1960	1,632(100.0)	57(3.5)	23(1.4)	38(2.3)
1965	1,963(100.0)	39(2.0)	22(1.1)	25(1.3)
1970	2,210(100.0)	20(0.9)	16(0.7)	16(0.7)
1971	2,290(100.0)	17(0.7)	18(0.8)	16(0.7)
1972	2,352(100.0)	19(0.8)	18(0.8)	13(0.6)
1973	2,408(100.0)	22(0.9)	16(0.7)	12(0.5)
1974	2,440(100.0)	22(0.9)	15(0.6)	12(0.5)

注) ()内は構成比である。

者数および構成比

(万人)

建設業	製造業	卸・小売・ 金融・保険 不動産業	運輸・通信 電気ガス水道 熱供給業	サービス業	公務
152(8.5)	563(31.7)	327(18.4)	182(10.2)	285(16.0)	151(7.4)
198(8.4)	799(33.7)	449(18.9)	232(9.8)	388(16.4)	142(6.0)
268(9.3)	993(34.5)	593(20.6)	287(10.0)	465(16.2)	158(5.5)
305(9.2)	1,144(34.6)	731(22.1)	340(10.3)	558(16.9)	161(4.9)
323(9.5)	1,154(33.9)	765(22.5)	348(10.2)	585(17.2)	167(4.9)
341(9.9)	1,151(33.3)	779(22.6)	339(9.8)	604(17.5)	175(5.1)
364(10.1)	1,197(33.3)	817(22.7)	352(9.8)	622(17.3)	179(5.0)
358(9.9)	1,193(33.0)	836(23.2)	342(9.5)	629(17.4)	190(5.3)
20(3.8)	193(36.3)	112(21.1)	20(3.8)	127(23.9)	19(3.6)
29(3.9)	269(36.4)	166(22.5)	26(3.5)	182(24.7)	23(3.1)
40(4.4)	333(36.5)	239(26.2)	31(3.4)	219(24.0)	25(2.7)
45(4.1)	390(35.6)	314(28.6)	43(3.9)	265(24.2)	25(2.3)
46(4.1)	388(34.8)	317(28.4)	44(3.9)	279(25.0)	30(2.7)
47(4.2)	377(33.7)	329(29.4)	42(3.8)	283(25.3)	31(2.8)
52(4.4)	404(34.1)	350(29.5)	43(3.6)	295(24.9)	31(2.6)
49(4.2)	390(33.3)	350(29.9)	40(3.4)	299(25.5)	31(2.6)
132(10.6)	370(29.7)	215(17.2)	162(13.0)	158(12.7)	112(9.0)
169(10.4)	530(32.5)	283(17.3)	206(12.6)	206(12.6)	119(7.3)
228(11.6)	660(33.6)	354(18.0)	256(13.0)	246(12.5)	133(6.8)
260(11.8)	754(34.1)	418(18.9)	296(13.4)	294(13.3)	136(6.2)
277(12.1)	766(33.4)	448(19.6)	304(13.3)	306(13.4)	137(6.0)
294(12.6)	775(33.2)	450(19.3)	297(12.7)	321(13.8)	144(6.2)
312(13.0)	793(32.9)	467(19.4)	309(12.8)	327(13.6)	148(6.1)
309(12.7)	803(32.9)	487(20.0)	302(12.4)	330(13.5)	159(6.5)

総理府—労働力調査

18表 産業別女子雇用者数および

	女子雇用者数 (万人)						指	
	1955	1960	1965	1970	1973	1974	1955	1960
全 産 業	531	738	913	1096	1186	1171	100	139
農 林 業	31	37	20	10	8	8	100	119
漁業、水産、養殖業	3	3	2	2	2	1	100	100
鉱 業	6	4	3	2	1	1	100	67
建 設 業	20	29	40	45	52	49	100	145
製 造 業	193	269	333	390	404	390	100	139
卸 売 ・ 小 売 業	112	166	239	257	286	284	100	148
金融・保険・不動産業				57	64	66		
運輸・通信、電気・ガス 水道・熱供給業	20	26	31	43	43	40	100	130
サ ー ビ ス 業	127	182	219	265	295	299	100	143
公 務	19	23	25	25	31	31	100	121

雇用者総数中に占める女子の比率

数				雇用者総数中に占める女子の比率 (%)					
1965	1970	1973	1974	1955	1960	1965	1970	1973	1974
172	206	223	221	29.9	31.1	31.7	33.2	33.0	32.4
65	32	26	26	41.9	39.4	33.9	34.5	27.6	26.7
67	67	67	33	12.5	11.5	8.3	11.1	11.1	5.9
50	33	17	17	15.0	9.5	6.9	11.1	7.7	7.7
200	225	260	245	13.2	14.6	14.9	14.8	14.3	13.7
173	202	209	202	34.3	33.7	33.5	34.1	33.8	32.7
213	280	255	313	34.3	37.0	40.3	42.1	42.4	41.3
							47.1	44.8	44.3
155	215	215	200	11.0	11.2	10.8	12.6	12.2	11.7
172	209	232	235	44.6	46.9	47.1	47.5	47.4	47.5
132	132	163	163	14.5	16.2	15.8	15.5	17.3	16.3

総理府—労働力調査

19表 製造業中分類別女子雇用者数および雇用者総数中に占める女子の比率

	女子雇用者数(千人)			増 減 率(%)			雇用者総数中に占める女子の比率(%)		
	1960	1965	1970	1960-70	1960-65	1965-70	1960	1965	1970
製 造 業 計	2,563	3,225	3,684	43.7	25.8	14.2	31.4	32.4	32.4
食 料 品・たばこ製造業	273	394	408	48.6	44.2	3.7	37.6	43.4	45.5
織 維 工 業	783	763	631	-19.3	0	-19.3	68.0	65.7	62.6
衣服その他の繊維製品製造業	183	247	298	62.5	34.5	20.8	63.2	68.0	71.0
木 材・木 製 品 製 造 業	95	120	25	32.2	27.0	4.1	21.8	26.0	28.5
家 具・装 備 品 製 造 業	24	46	59	145.6	92.5	22.6	12.1	19.5	22.7
パルプ・紙・紙加工品製造業	85	107	94	10.8	26.7	-12.5	32.0	33.8	31.1
出版・印刷・同関連産業	69	109	128	86.3	57.9	18.0	19.0	25.0	24.3
化 学 工 業	119	149	157	32.5	25.0	6.0	23.8	25.5	25.3
石油製品・石炭製品製造業	6	5	8	30.5	-8.5	42.6	14.8	14.1	14.9
ゴム製品製造業	64	59	75	17.5	-8.0	27.6	41.2	39.4	39.9
なめし皮・同製品・毛皮製造業	19	30	27	44.4	62.0	-10.9	29.5	33.0	32.0
窯業・土石製品製造業	106	130	162	52.5	22.4	24.7	26.6	28.1	28.9
鉄鋼業・非鉄金属製造業	62	83	90	45.4	33.9	8.6	10.5	12.3	11.5
金 属 製 品 製 造 業	98	138	214	119.6	41.5	55.2	16.8	17.7	20.2
一般機械器具製造業	85	128	183	114.9	49.7	43.6	12.9	13.8	16.7
電気機械器具製造業	245	333	568	131.9	35.9	70.7	36.8	37.5	45.3
輸送用機械器具製造業	60	85	135	123.1	41.6	57.5	10.7	12.3	14.5
精密機械器具製造業	51	86	114	121.4	64.9	32.7	29.3	36.9	40.7
その他の製造業	137	194	207	51.2	41.7	6.7	39.9	41.3	38.0

総理府→国勢調査

20表 職業別雇用者数および構成比

	計	専門的 技術的 職業	管理の 職業	事務 従事者	販売 従事者	農林 漁業 従事者	採掘 従事者	運輸 通信 従事者	建設工 事等 従事者	単純 労働者	サービス 職業
総 数	雇用者数(万人)										
	1960	2,273	180	79	474	167	75	35	95	892	197
	1965	2,783	202	116	629	258	59	20	164	882	232
	1970	3,506	246	151	725	344	42	10	219	1,123	267
	1971	3,404	260	144	745	365	38	9	228	1,195	280
	1972	3,452	275	174	745	366	40	8	222	1,197	286
	1973	3,595	275	184	771	391	41	6	218	1,260	297
	1974	3,610	284	190	766	404	40	7	215	1,245	296
	構成比(%)										
	1960	100.0	8.2	3.6	21.6	7.6	3.5	1.6	4.3	40.7	9.0
女 子	1960	100.0	7.5	4.2	22.6	8.6	2.1	0.7	6.6	51.7	8.0
	1965	100.0	7.4	4.0	21.9	10.4	1.5	0.3	6.6	54.0	6.0
	1970	100.0	7.4	4.2	21.9	10.7	1.1	0.5	6.7	55.1	4.1
	1971	100.0	8.0	5.0	21.5	10.6	1.2	0.2	6.4	54.7	4.0
	1972	100.0	7.6	5.1	21.4	10.9	1.1	0.2	6.1	55.3	3.9
	1973	100.0	7.9	5.3	21.8	11.2	1.1	0.2	6.0	54.4	3.9
	1974	100.0	7.9	5.3	21.8	11.2	1.1	0.2	6.0	54.4	3.9
	雇用者数(万人)										
	1960	695	60	2	170	58	24	2	5	240	106
	1965	875	76	4	251	88	14	1	22	220	70
男 子	1960	1,098	100	5	339	112	10	1	22	291	66
	1965	1,116	109	6	348	115	8	1	21	311	44
	1970	1,120	115	9	348	116	8	1	19	306	44
	1971	1,180	117	11	365	129	9	0	17	332	46
	1972	1,171	125	11	371	124	8	0	17	312	46
	1973	1,171	125	11	371	124	8	0	17	312	46
	1974	1,171	125	11	371	124	8	0	17	312	46
	構成比(%)										
	1960	100.0	9.0	0.3	25.4	8.7	3.6	0.3	0.7	35.9	16.1
	1965	100.0	8.7	0.5	26.8	10.1	1.6	0.1	2.5	25.2	8.0
男 子	1960	100.0	9.1	0.5	30.9	10.2	0.9	0.1	2.0	26.6	6.0
	1965	100.0	9.8	0.5	31.2	10.3	0.7	0.1	1.9	22.9	3.9
	1970	100.0	10.3	0.8	31.1	10.4	0.7	0.1	1.7	22.3	3.9
	1971	100.0	9.9	0.9	30.8	10.9	0.8	0.0	1.4	26.0	3.9
	1972	100.0	10.7	1.0	31.7	10.6	0.7	0.0	1.4	26.7	3.9
	1973	100.0	10.7	1.0	31.7	10.6	0.7	0.0	1.4	26.7	3.9
	1974	100.0	10.7	1.0	31.7	10.6	0.7	0.0	1.4	26.7	3.9
	雇用者数(万人)										
	1960	1,578	120	78	504	109	49	35	89	652	89
	1965	1,911	126	111	578	151	44	19	142	666	152
男 子	1960	2,210	146	127	584	231	32	9	197	831	153
	1965	2,290	151	139	597	250	30	9	207	884	161
	1970	2,532	161	165	595	249	32	7	205	891	153
	1971	2,408	157	174	406	262	32	6	202	956	156
	1972	2,440	159	178	416	280	32	6	198	951	145
	1973	2,440	159	178	416	280	32	6	198	951	145
	1974	2,440	159	178	416	280	32	6	198	951	145
	構成比(%)										
	1960	100.0	7.9	5.1	20.0	7.2	3.2	2.2	5.8	42.8	5.8
	1965	100.0	6.6	5.8	19.8	7.9	2.3	1.0	8.5	34.6	6.0
雇 用 者 女 子 の 比 率 に 占 む	1960	100.0	6.6	5.7	12.4	10.3	1.4	0.4	8.9	37.8	6.0
	1965	100.0	6.6	6.1	12.3	10.9	1.3	0.4	9.0	38.6	4.2
	1970	100.0	6.9	7.1	14.9	10.7	1.4	0.3	8.7	38.2	4.0
	1971	100.0	6.5	7.2	16.9	10.9	1.5	0.2	8.4	38.9	3.9
	1972	100.0	6.5	7.3	17.0	11.5	1.5	0.3	8.1	38.2	3.9
	1973	100.0	6.5	7.3	17.0	11.5	1.5	0.3	8.1	38.2	3.9
	1974	100.0	6.5	7.3	17.0	11.5	1.5	0.3	8.1	38.2	3.9
	雇用者数(万人)										
	1960	30.6	33.3	2.5	35.9	34.7	52.9	5.7	5.3	26.9	54.8
	1965	31.4	37.6	3.4	59.9	37.0	23.7	5.0	12.0	24.9	51.5
雇 用 者 女 子 の 比 率 に 占 む	1960	31.2	40.7	3.9	46.9	32.6	23.0	10.0	10.0	25.9	56.2
	1965	32.8	41.9	4.2	46.7	31.5	21.1	11.1	9.2	26.0	51.7
	1970	32.4	41.8	5.2	46.8	31.7	20.0	12.5	8.4	25.6	51.9
	1971	33.0	42.5	6.0	47.3	33.0	22.0	0.0	7.8	26.2	54.2
	1972	32.4	44.0	5.8	47.2	30.7	20.0	0.0	7.9	25.1	52.0
	1973	32.4	44.0	5.8	47.2	30.7	20.0	0.0	7.9	25.1	52.0
	1974	32.4	44.0	5.8	47.2	30.7	20.0	0.0	7.9	25.1	52.0
	雇用者数(万人)										
	1960	30.6	33.3	2.5	35.9	34.7	52.9	5.7	5.3	26.9	54.8
	1965	31.4	37.6	3.4	59.9	37.0	23.7	5.0	12.0	24.9	51.5

調査年—労働力調査

21表 職業別女子雇用者数および雇用者総数中に占める女子の比率

	女子雇用者数(千人)			増減率(%)			雇用者総数中に占める女子の比率(%)		
	1960	1965	1970	1960-70	1960-65	1965-70	1960	1965	1970
計	7,109	9,199	10,849	52.6	29.4	17.9	30.3	31.6	32.3
専門的・技術的職業従事者	645	856	1,103	71.0	29.6	32.0	35.6	36.6	37.6
管理職職業従事者	38	78	93	143.3	105.0	18.7	4.1	5.6	4.7
事務従事者	1,615	2,573	3,337	106.5	57.0	31.5	36.2	42.4	47.8
販売従事者	641	1,002	1,170	82.6	56.3	16.8	34.2	36.7	35.3
農林・漁業従事者	187	122	95	-49.0	-34.6	-22.1	24.4	21.1	20.7
採鉱・採石従事者	25	11	6	-72.5	-55.8	-49.1	7.1	5.1	4.6
運輸・通信従事者	182	252	224	23.3	38.4	-10.9	13.6	12.7	10.2
技能工・生産工程従事者・単純労働者	2,532	2,955	3,325	31.4	16.7	12.5	25.7	25.9	26.2
サービス職業従事者	5	5	9	91.8	4.1	84.3	1.0	0.9	1.4
保安職業従事者	1,237	1,400	1,486	20.1	13.2	6.1	75.4	72.5	68.9

総理府一國勢調査

22表 職業小分類別専門的・技術的職業従事者数

(1970年)

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就 業 者	雇 用 者	就 業 者	雇 用 者
専門的・技術的職業技術者	3,427,550	2,087,195	1,256,425	1,081,945
(1) 科 学 研 究 者	99,250	98,860	5,160	5,155
1 自然科学系研究者	96,980	96,650	4,855	4,850
2 人文科学系研究者	2,270	2,210	305	305
(2) 技 術 者	701,040	670,770	9,795	9,770
3 鉱山技術者	2,505	2,475	5	5
4 金属製錬技術者	14,140	14,105	35	35
5 機械技術者	119,665	116,900	420	420
6 電気技術者	123,195	121,115	390	390
7 化学技術者	36,180	36,035	765	765
8 建築技術者	111,600	92,775	1,275	1,275
9 土木技術者	139,805	135,170	470	470
10 農林技術者	63,250	62,400	915	915
11 情報処理技術者	44,990	44,920	4,470	4,470
12 その他の技術者	45,710	44,875	1,050	1,025
(3) 医療保健技術者	838,250	637,520	558,375	496,680
13 医師	118,765	54,890	11,245	4,605
14 歯科医師	36,835	5,135	4,105	640
15 薬剤師	50,170	27,910	24,170	14,515
16 助産婦	17,225	9,355	17,225	9,355
17 保健婦	15,600	15,600	15,600	15,600
18 栄養士	29,915	29,425	28,485	28,045
19 看護婦・看護士	314,285	310,035	306,780	302,530
20 あん摩・はり・きゅう師 柔道整復師	61,265	12,590	21,080	6,260
21 その他の医療保健技術者	194,190	172,580	129,685	115,130
(4) 法 務 従 事 者	31,825	14,025	1,735	1,265
22 裁判官・検察官・弁護士	12,490	5,110	300	195
23 その他の法務従事者	19,335	8,915	1,435	1,070
(5) 公 認 会 計 士	23,400	3,525	665	245
24 公認会計士・税理士	23,400	3,525	665	245

総理府 - 国勢調査

22 表つづき

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就 業 者	雇 用 者	就 業 者	雇 用 者
(6) 教 員	1,000,865	992,970	379,375	373,910
25 幼稚園教員	52,395	49,645	49,740	48,070
26 小学校教員	364,950	364,950	187,375	187,375
27 中学校教員	218,600	218,600	59,500	59,500
28 高等学校教員	216,380	216,380	40,280	40,280
29 大学教員	82,775	82,775	12,445	12,445
30 盲・ろう・養護学校教員	11,830	11,830	5,280	5,280
31 その他の教員	53,935	48,790	24,755	20,960
(7) 宗 教 家	103,955	47,280	20,465	9,730
(8) 文芸家・記者・編集者	77,060	65,025	9,725	8,525
33 文芸家・著述家	10,840	3,105	1,670	680
34 記者・編集者	66,220	61,920	8,055	7,485
(9) 美術家・デザイナー・写真師	118,625	74,240	30,445	23,515
35 調刻家・画家・工芸美術家	13,635	1,640	1,755	355
36 デザイナー	70,630	54,940	26,450	22,325
37 写真師・カメラマン	34,360	17,660	2,240	835
(10) 音楽家・舞台芸術家・職業スポーツ家	95,615	52,970	41,405	17,265
38 音楽家	49,610	24,130	27,910	10,585
39 俳優・舞踊家・演芸家	33,790	21,445	12,960	6,225
40 職業スポーツ家	12,215	7,395	535	455
(11) その他の専門的・技術的職業従事者	337,665	230,010	199,280	135,885
41 獣 医 師	10,790	6,835	175	90
42 保 母	95,845	94,275	95,845	94,275
43 社会福祉事業専門職員	35,995	33,950	16,140	15,230
44 個人 教 師	98,690	13,500	65,670	6,090
45 他に分類されない専門的・技術的職業従事者	96,345	81,450	21,450	20,200

23表 職業小分類別技能工・生産工程従事者および単純労働者数
(1970年)

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就業者	雇用者	就業者	雇用者
計	16,591,475	12,844,315	4,956,425	3,380,325
(27) 金属材料製造作業	450,390	428,930	29,640	25,130
111 製鉄工・製鋼工	63,715	63,370	720	720
112 非鉄金属製錬工	25,585	25,175	595	535
113 鑄物工	132,655	124,825	12,925	11,130
114 鑄造工	32,670	23,900	1,815	400
115 圧延工	57,930	57,640	885	855
116 伸線工	16,695	16,225	1,085	985
117 金属熱処理工	27,155	26,835	930	855
118 その他の金属材料製造業者	93,985	90,940	10,685	9,650
(28) 金属加工作業	2,275,670	1,902,985	513,785	227,230
119 金属工作機械工	518,295	453,310	47,205	33,405
120 金属プレス工	209,720	174,090	43,760	31,255
121 金属溶接工	479,280	423,955	20,285	13,810
122 鉄工・びゅう打工・製かん工	129,265	116,870	-	-
123 板金工	201,620	132,280	11,385	5,305
124 金属調刻工	10,620	6,485	2,090	1,295
125 めっき工	60,010	56,645	10,680	9,600
126 手仕上工	23,840	21,965	5,850	4,980
127 その他の金属加工作業者	643,020	518,385	172,310	127,580
(29) 一般機械組立・修理事業者	517,890	484,820	43,075	39,300
128 一般機械組立工	290,490	276,200	39,020	36,435
129 一般機械修理工	227,400	208,620	4,055	2,865
(30) 電気機械器具組立・修理事業者	936,345	843,060	488,740	431,205
130 電気機械器具組立工・修理工	694,600	611,620	361,660	311,455
131 半導体製品製造工	36,500	35,785	27,070	26,435
132 電球・真空管組立工	38,085	33,705	22,205	19,245
133 被覆電線製造工	25,505	24,805	6,520	6,210
134 その他の電気機械器具組立・修理事業者	141,655	137,145	71,295	67,860
(31) 輸送機械組立・修理事業者	627,285	546,025	23,085	16,055
135 自動車組立工	88,235	87,540	9,260	9,260
136 自動車整備工	337,810	287,540	5,140	1,775

23 表つづき

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就 業 者	雇 用 者	就 業 者	雇 用 者
137 鉄道車両組立工・修理工	49,060	49,005	570	570
138 船舶修理工(他に分類されない)	31,495	30,750	365	365
139 航空機組立工・整備工	12,200	12,200	160	160
140 自転車組立工・修理工	35,265	6,575	4,440	925
141 その他の輸送機械組立・修理 作業	73,220	72,435	3,150	3,000
(32) 精密機械器具組立・修理作業 者	185,175	151,385	73,515	65,815
142 時計組立工・修理工	50,940	31,360	16,965	15,245
143 レンズ研ぎ工・調整工	19,205	16,020	7,775	6,550
144 光学機械器具組立工・修理工	30,870	27,540	16,005	14,430
145 計器組立工・調整工	46,205	42,935	16,060	14,710
146 その他の精密機械器具組立・ 修理作業	37,955	33,530	16,710	14,880
(33) 製糸・紡織作業	1,111,175	720,340	788,745	520,760
147 繰 糸 工	16,220	14,530	15,010	13,665
148 粗 紡 工・精 紡 工	104,225	102,850	87,930	87,135
149 合糸工・おん糸工・加工糸工	58,965	54,965	40,500	27,265
150 繰返工・かせ取工	18,365	10,805	16,855	10,365
151 織 機 準 備 工	43,050	29,965	28,355	21,605
152 繰 布 工	289,185	155,855	226,865	136,310
153 織物工・メリヤス織立工	178,545	64,725	134,525	43,680
154 製網工・製網工(繊維製)	29,705	18,100	20,770	12,805
155 漂白工・精練工	29,765	27,090	11,000	9,710
156 染 色 工	97,730	67,485	28,730	15,915
157 その他の製糸・紡織作業	245,420	193,970	178,205	142,305
(34) 織物製品製造作業	1,258,985	514,600	1,007,850	424,910
158 洋服仕立職	145,640	31,295	51,140	12,415
159 和服仕立職	136,675	12,955	132,765	12,430
160 婦人・子供服仕立職	224,535	56,525	211,440	54,195
161 ミシン縫製工	502,470	296,690	432,755	268,835
162 裁 断 工	44,670	34,215	18,870	14,675
163 刺 し う 工	32,885	8,790	27,870	7,505
164 その他の織物製品製造作業	172,110	74,130	133,010	54,855

23 表つづき

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就 業 者	雇 用 者	就 業 者	雇 用 者
(35) 木・竹・草・つる製品製造業者	734,120	508,310	176,455	117,010
165 製 材 工	156,480	133,915	25,420	21,305
166 チ ャ ッ プ 製 造 工	10,815	10,110	5,075	4,835
167 合 板 工	58,070	56,530	20,470	19,915
168 木 工	67,495	47,880	12,000	7,195
169 指物職・家具職・建具職	259,565	159,835	42,675	24,615
170 船 大 工	16,075	11,090	—	—
171 お け 職 ・ た る 職	8,675	2,360	1,000	435
172 竹 細 工 工	23,495	5,330	9,855	2,605
173 草・つる製品製造工	27,350	7,710	14,945	4,160
174 その他の木・竹・草・つる製品製造業者	106,100	73,550	45,015	31,945
(36) パルプ・紙・紙製品製造業者	238,050	179,710	102,270	66,490
175 パ ル プ 工 ・ 紙 料 工	19,000	18,745	1,365	1,295
176 製 紙 工	33,995	32,055	4,885	3,935
177 紙 器 製 造 工	67,515	42,025	35,640	20,785
178 紙 製 品 製 造 工	32,290	15,645	24,935	11,320
179 その他のパルプ・紙・紙製品製造業者	85,250	71,240	35,445	29,155
(37) 印刷・製本業者	346,770	282,120	88,580	64,635
180 製 版 工	39,640	35,740	3,940	3,120
181 文 選 工 ・ 植 字 工	51,050	46,555	15,375	13,260
182 印 刷 工	164,805	127,985	24,785	14,730
183 製 本 工	51,355	37,335	25,765	18,000
184 その他の印刷・製本業者	39,920	34,505	18,715	15,525
(38) ゴム・プラスチック製品製造業者	359,675	284,130	136,475	99,065
185 ゴ ム 工	10,920	10,660	985	925
186 ゴ ム 製 品 成 形 工	89,025	74,925	28,430	23,170
187 プラスチック製品成形工・加工工・仕上工	196,190	146,305	70,945	47,220
188 その他のゴム・プラスチック製品製造業者	63,540	52,240	36,115	27,750

23 表つづき

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就 業 者	雇 用 者	就 業 者	雇 用 者
(39) かわ・かわ製品製造 作業者	97,775	50,320	38,265	19,735
189 製 革 工	12,345	8,660	3,385	2,090
190 くつ製造工・修理工	63,450	31,710	23,645	12,895
191 その他のかわ・かわ製品製造 作業者	21,980	9,950	11,235	4,750
(40) 窯業・土石製品製造 作業者	419,245	339,610	126,550	97,270
192 窯 業 原 料 工	15,325	14,335	1,955	1,580
193 ガラス製品成形工	24,365	22,940	2,825	2,495
194 陶 磁 器 工	67,465	52,045	30,635	23,255
195 窯 業 絵 付 工	22,580	14,930	15,390	10,515
196 れんが・かわら・土管製造工	36,030	27,290	10,870	7,270
197 セメント製造工	6,340	6,340	150	150
198 セメント製品製造工	72,685	64,895	17,060	14,810
199 石 工	54,175	29,595	5,765	2,025
200 その他の窯業・土石製品製造 作業者	120,280	107,240	41,900	35,170
(41) 飲 食 料 品 製 造 作 業 者	680,645	454,745	309,800	203,230
201 精 穀 工 ・ 製 粉 工	31,015	14,095	9,015	1,975
202 パン・菓子製造工	213,900	130,680	76,015	47,530
203 めん類製造工	30,760	15,535	15,140	8,057
204 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	67,770	12,445	31,715	6,495
205 製 糖 工	4,580	4,490	380	345
206 製 茶 工	5,500	2,385	1,730	650
207 味 せ ・ し ょ う 油 製 造 工	16,215	12,695	4,210	3,065
208 かん詰・びん詰食品製造工	24,790	24,380	19,925	19,750
209 酒 類 製 造 工	12,970	12,340	2,150	1,975
210 清 涼 飲 料 製 造 工	8,225	7,055	3,085	2,605
211 乳 製 品 製 造 工	16,095	15,350	3,330	3,040
212 水 産 物 加 工 工	110,620	71,225	72,600	49,865
213 動 植 物 油 脂 製 造 工	5,770	5,040	780	520
214 その他の飲食品製造 作業者	132,435	107,030	69,725	57,340
(42) 化学製品製造 作業 者	290,595	285,725	46,970	45,045
215 化 学 工	185,345	184,480	13,725	13,490
216 油 脂 加 工 工	7,485	7,155	1,325	1,265

23 表つづき

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就 業 者	雇 用 者	就 業 者	雇 用 者
217 その他の化学製品製造業者	97,765	94,090	31,920	30,290
(43) 磁 設 作 業 者	2,633,920	1,926,205	178,500	157,775
226 土 工 ・ 道 路 工 夫	768,260	729,685	145,855	142,205
(44) 定置機関・建設機械運転作業 者	262,815	259,255	670	670
(45) 電 気 作 業 者	507,725	463,375	4,395	3,310
(46) その他の技能工・生産工程作 業者	1,207,075	901,685	477,250	339,520
238 た ば こ 製 造 工	11,350	11,350	6,470	6,470
239 塗 装 工 ・ 画 工 ・ 看 板 工	300,905	220,130	49,215	34,250
240 漆 塗 師 ・ ま き 絵 師	16,585	5,070	6,135	1,915
241 内 張 工	13,385	10,055	4,130	3,075
242 装 具 師	27,500	7,290	5,475	690
243 和がさ・ちょうちん・うちわ職	3,680	635	2,150	445
244 貴金属・宝石・甲・角等細工工	25,835	13,135	8,425	4,775
245 印 判 師	11,820	3,265	2,150	680
246 洋 が さ 組 立 工	8,445	2,015	4,665	1,150
247 か ば ん 袋 物 製 造 工	45,205	15,145	23,615	7,350
248 が ん 具 製 造 工	41,480	16,145	29,870	11,350
249 製 図 工 ・ 写 図 工	223,570	214,865	27,615	25,555
250 現 図 工	7,930	7,930	280	280
251 包 装 工	254,575	225,940	217,720	191,325
252 映 写 技 士	6,515	6,305	250	215
253 他に分類されない技能工・生 産工程作業業者	208,295	142,410	89,085	49,995
(47) 他に分類されない単純労働者	1,450,150	1,336,980	481,810	416,165
254 荷 造 工	130,650	125,320	33,615	31,225
255 倉 庫 夫	151,605	150,815	9,365	9,140
256 沖 仲 仕 ・ 沿 岸 仲 仕	43,675	43,040	1,530	1,320
257 陸 仲 仕 ・ 運 搬 夫	193,260	185,855	16,775	14,775
258 駅 夫	31,525	31,525	2,890	2,890
259 配 達 人	234,245	180,800	53,575	31,420
260 そ の 他 の 単 純 勞 働 者	665,190	619,625	364,060	325,395

総理府 - 国勢調査

24表 雇用形態別雇用者構成比（非農林業）

（%）

	女				男			
	総数	常雇 注1)	臨雇 注2)	日雇 注3)	総数	常雇 注1)	臨雇 注2)	日雇 注3)
1967	100.0	86.1	9.4	4.4	100.0	93.1	3.4	3.5
1968	100.0	86.5	9.2	4.3	100.0	94.0	3.1	2.9
1969	100.0	85.9	9.6	4.4	100.0	94.4	2.8	2.8
1970	100.0	86.3	9.4	4.3	100.0	94.4	2.7	2.8
1971	100.0	86.1	9.6	4.2	100.0	94.4	2.8	2.8
1972	100.0	85.4	10.1	4.5	100.0	94.3	2.7	2.9
1973	100.0	84.8	10.4	4.7	100.0	94.3	2.8	2.9
1974	100.0	85.0	10.5	4.6	100.0	94.7	2.6	2.8

注1) 雇用期間について、別段の定めなく雇われている者

2) 1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

3) 日々または1か月未満の契約で雇われている者 総理府一労働力調査

25表 規模別女子雇用者構成比（非農林業）

	女子 雇用者数	女子雇用者の構成比					
		計	500人 以上	100～ 499人	30～99人	1～29人	官公
1967	1,017万人	100.0%	21.4%	13.1%	14.7%	39.8%	10.6%
1968	1,019	100.0	21.9	14.4	15.0	37.7	10.8
1969	1,038	100.0	22.6	13.6	15.4	37.7	10.5
1970	1,086	100.0	22.7	14.3	15.3	37.1	10.3
1971	1,109	100.0	22.0	14.0	15.1	37.6	10.1
1972	1,113	100.0	22.6	14.8	15.0	36.9	10.7
1973	1,179	100.0	21.8	14.1	15.6	37.2	11.0
1974	1,163	100.0	21.2	13.8	15.8	37.5	11.3

注) 計は規模不詳を含む。

総理府一労働力調査

26表 年齢階級別雇用者数、構成比及び雇用率

(%)

			計 (万人)	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65+
総	雇用者数	1960	100.0(2,273)	14.3	33.9		23.7		26.8					1.3
		1965	100.0(2,783)	11.1	21.0	14.7	24.8		21.0	5.9				1.5
		1970	100.0(3,506)	7.8	20.6	14.5	12.1	11.9	24.2	6.8				2.0
		1971	100.0(3,406)	7.0	21.3	13.6	12.0	11.9	25.0	7.2				2.1
		1972	100.0(3,452)	5.9	20.0	13.9	12.1	12.1	26.0	7.3				2.2
		1973	100.0(3,595)	5.4	18.5	14.5	12.7	12.1	27.1	7.6				2.4
		1974	100.0(3,610)	4.8	16.8	15.3	13.1	12.0	28.0	7.6				2.4
	雇用率	1960	34.9	35.2	48.4		37.4		26.9					5.1
		1965	38.2	28.5	62.9	49.5	44.4		37.8	22.5				7.0
		1970	41.9	27.8	73.5	53.1	48.1	48.4	44.6	27.7				9.1
		1971	42.7	27.2	63.9	53.8	49.0	48.9	46.0	29.2				9.5
		1972	44.7	24.5	63.3	54.4	49.8	49.9	47.0	29.8				9.6
		1973	43.8	23.5	63.1	55.1	51.4	51.5	48.8	31.6				10.5
		1974	43.5	21.3	62.5	55.7	51.2	51.8	49.2	31.6				10.3
女	雇用者数	1960	100.0(692)	23.4	39.6		17.3		19.0					0.7
		1965	100.0(873)	18.0	28.8	11.3	15.8		19.1	3.9				0.8
		1970	100.0(1,096)	12.6	28.9	11.3	8.1	9.7	23.0	5.4				1.1
		1971	100.0(1,116)	11.2	29.6	10.2	8.1	9.8	24.1	5.8				1.2
		1972	100.0(1,120)	9.6	28.0	10.7	8.7	10.0	25.5	6.2				1.2
		1973	100.0(1,186)	8.9	25.5	11.7	9.0	10.3	26.7	6.5				1.4
		1974	100.0(1,171)	7.6	23.9	12.7	9.3	10.2	28.0	6.7				1.5
	雇用率	1960	20.5	35.1	33.6		16.1		15.1					1.6
		1965	23.2	29.5	54.2	23.8	20.3		19.9	8.9				2.0
		1970	27.0	30.3	59.8	27.1	21.3	26.0	26.5	13.5				2.9
		1971	27.2	28.9	59.0	26.3	21.6	26.4	27.6	14.4				3.1
		1972	27.0	26.1	57.6	27.0	22.2	26.9	28.6	15.1				3.0
		1973	28.0	26.0	57.9	29.0	24.0	28.8	30.5	16.4				3.7
		1974	27.3	22.4	57.6	29.7	23.4	28.5	30.7	16.6				3.6
男	雇用者数	1960	100.0(1,578)	10.3	31.4		26.5		30.2					1.6
		1965	100.0(1,911)	8.0	17.4	16.2	27.8		21.8	6.9				1.9
		1970	100.0(2,211)	5.4	16.5	16.2	14.0	13.0	24.8	7.5				2.4
		1971	100.0(2,290)	4.9	17.2	15.2	13.9	12.9	25.4	7.8				2.5
		1972	100.0(2,332)	4.1	16.2	15.4	14.4	13.1	26.3	7.8				2.6
		1973	100.0(2,408)	3.7	14.7	15.9	14.5	13.0	27.3	8.1				2.8
		1974	100.0(2,440)	3.4	13.4	16.6	14.9	12.8	28.0	8.0				2.8
	雇用率	1960	50.1	35.4	64.0		60.6		43.3					9.5
		1965	54.2	27.5	71.5	76.0	68.8		59.0	37.1				13.6
		1970	57.8	25.5	67.8	80.0	75.2	70.4	64.8	42.9				16.9
		1971	58.3	25.3	68.7	81.9	77.1	71.3	66.4	45.9				17.7
		1972	59.7	22.6	68.7	81.8	77.9	72.7	67.4	47.0				17.9
		1973	60.7	21.1	68.4	81.7	79.1	74.2	68.7	50.0				19.2
		1974	60.8	20.0	67.1	82.2	79.4	75.2	68.9	49.6				18.6

注) 雇用率 = $\frac{\text{雇用者数}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$

総理府一労働力調査

27 表 配偶関係別女子雇用者数、構成比及び雇用量

	計	未婚	有配偶	離・死別
実数(万人)				
1962	769	456	225	87
1965	860	466	300	94
1970	1,086	524	450	112
1971	1,109	514	479	116
1972	1,113	483	513	116
1973	1,179 (1,186)	482 (482)	570 (576)	126 (127)
1974	1,163 (1,171)	456 (457)	582 (588)	124 (125)
構成比(%)				
1962	100.0	59.4	29.3	11.3
1965	100.0	54.2	34.9	10.9
1970	100.0	48.3	41.4	10.3
1971	100.0	46.3	43.2	10.5
1972	100.0	43.4	46.1	10.4
1973	100.0 (100.0)	40.9 (40.6)	48.3 (48.7)	10.7 (10.7)
1974	100.0 (100.0)	39.2 (39.0)	50.0 (50.2)	10.7 (10.7)
雇用量(%)				
1962	22.0	49.8	11.1	15.8
1965	22.9	46.3	13.7	16.8
1970	26.7	51.6	18.3	19.1
1971	27.0	52.1	19.0	19.5
1972	26.8	48.3	19.8	19.3
1973	27.8 (28.0)	50.8 (50.8)	21.4 (21.6)	20.4 (20.5)
1974	27.3 (27.3)	49.0 (49.1)	21.3 (21.5)	19.9 (20.0)

注) ()内は農林業を含む数値である。

総理府一労働力調査

28表 年齢階級、配偶関係別女子再就職者数(1971年)

(千人)					④
	計	未婚	有配偶	離・死別	女子雇用者中に占める再就職者の比率
計	1,094	251	649	194	10.3
15 - 24 歳	179	135	41	2	4.0
25 - 29	156	57	89	11	14.7
30 - 34	141	18	109	14	16.8
35 - 39	171	16	133	23	17.0
40 - 44	158	11	119	28	15.1
45 - 49	121	8	83	31	13.7
50 - 54	86	5	44	37	14.0
55 -	82	2	31	49	11.2

総理府一就業構造基本調査

29表 年齢階級、子供の有無、末子の年齢別女子再就職者数(1971年)

(千人)											
	総 数	既 婚									未 婚
		計	子 供 あ り							子 供 な し	
			小 計	末平均 子の年 齢	末5 歳以下 の子	末6 歳11 歳の子	末12 歳14 歳の子	末15 歳以上 の子	末年 齢不詳 の子		
計	1,094	779	628(8.5)	265	186	66	106	4	151	315	
平均年齢(歳)	(32.4)	(-)	36.4(-)	30.3	36.7	41.9	48.3	34.1	33.8	(23.9)	
15 - 24 歳	286	66	29(1.7)	27	1	0	0	1	37	219	
25 - 29	193	142	108(2.8)	100	7	0	0	1	34	51	
30 - 34	189	167	147(5.0)	91	52	4	1	0	20	22	
35 - 39	173	161	145(8.3)	36	79	21	9	0	16	11	
40 - 44	106	99	86(11.5)	8	35	23	21	0	13	7	
45 - 49	72	70	60(14.2)	3	11	14	30	1	10	2	
50 - 54	42	40	31(18.8)	0	2	4	25	0	9	2	
55 -	33	31	21(24.6)	0	0	0	20	0	10	2	
年 齢 不 詳	1	1	1(4.4)	0	0	0	0	0	0	0	

総理府一就業構造基本調査

30表 女子雇用者の教育程度別構成比

	計	初等教育 終了者	中等教育 終了者	高等教育 終了者	在学者
1968	100.0	46.7	44.5	7.8	1.1
1971	100.0	43.5	45.5	10.0	1.1
1974	100.0	41.0	45.2	12.9	0.9
15歳以上人口に占める雇用者の比率	27.1	22.7	34.5	42.5	3.4

総理府一就業構造基本調査

31表 短時間就業雇用者数(非農林業)

	総 数			女			男		
	計(A)	短時間 就業者(B)	B/A	計(A)	短時間 就業者(B)	B/A	計(A)	短時間 就業者(B)	B/A
1965	万人 2,600	万人 77	% 3.0	万人 788	万人 42	% 5.3	万人 1,812	万人 34	% 1.9
1970	3,277	216	6.6	1,086	130	12.0	2,191	86	3.9
1971	3,381	238	7.0	1,109	143	12.9	2,273	96	4.2
1972	3,425	240	7.0	1,113	146	13.1	2,313	95	3.6
1973	3,565	278	7.8	1,179	170	14.4	2,387	108	4.5
1974	7,580	302	8.4	1,163	184	15.8	2,418	118	4.9

総理府 { 労働力調査特別調査(1965年)
労働力調査(1970~74年)

32表 平均年齢及び平均勤続年数(企業規模10人以上)

	平 均 年 齢 (歳)			平 均 勤 続 年 数 (年)		
	総 数	女 子	男 子	総 数	女 子	男 子
1954	31.3	25.4	33.2	6.3	3.6	7.2
1960	30.9	26.3	32.8	6.7	4.0	7.8
1965	31.7	28.1	33.2	6.6	3.9	7.8
1970	33.2	30.2	34.5	7.4	4.4	8.2
1971	33.6	30.8	34.8	7.6	4.5	8.9
1972	34.0	31.4	35.2	7.8	4.7	9.2
1973	34.7 (34.9)	32.3 (32.4)	35.6 (36.0)	8.0 (8.3)	4.7 (5.3)	9.4 (9.6)
1974	35.0 (35.3)	32.5 (33.1)	36.0 (36.4)	8.3 (8.4)	5.0 (5.5)	9.6 (9.8)

注) ()内はサービス業を含む数値である。

労働省一賃金構造基本統計調査

38表 年齢階級別平均勤続年数

	(年)									
	1960		1965		1970		1975		1974	
	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子
計	3.6	6.7	3.9	7.8	4.4	8.2	4.7(5.1)	9.4(9.5)	5.0(5.5)	9.6(9.8)
17歳以下	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4(1.4)	1.2(1.2)	1.3(1.3)	1.2(1.2)
18, 19歳	1.7	1.7	1.7	1.7	1.5	1.5	1.4(1.4)	1.4(1.3)	1.4(1.4)	1.4(1.4)
20 - 24	3.3	3.0	3.2	3.3	3.1	3.3	2.9(2.8)	3.2(3.1)	3.0(2.9)	3.2(3.2)
25 - 29	5.7	5.4	4.9	5.3	5.2	6.0	4.8(4.7)	5.9(5.7)	4.7(4.6)	5.7(5.6)
30 - 34	6.9	8.9	6.4	8.2	5.5	8.5	5.0(5.4)	8.9(8.8)	5.9(6.2)	9.0(8.8)
35 - 39	5.7	10.9	6.3	11.5	6.2	11.2	5.2(5.8)	11.1(11.1)	5.9(6.6)	11.3(11.3)
40 - 44	5.7	12.8	5.9	13.7	7.0	15.4	7.0(8.0)	14.3(14.5)	7.3(8.2)	14.0(14.2)
45 - 49	5.7	12.8	5.9	13.7	7.0	15.4	7.2(8.6)	17.4(17.5)	8.3(9.6)	17.0(17.2)
50 - 54	6.8	13.6	7.0	13.7	7.8	15.2	8.7(9.4)	17.9(17.9)	8.6(9.6)	18.3(18.4)
55 - 59	6.8	13.6	7.0	13.7	7.8	15.2	7.6(8.4)	11.1(12.3)	8.9(9.6)	12.8(13.5)
60 - 64	7.3	9.1	7.5	8.9	8.6	9.2	8.5(8.8)	8.6(9.2)	8.9(9.4)	9.2(9.7)
65歳以上	7.3	9.1	7.5	8.9	8.6	9.2	10.9(10.4)	10.2(10.3)	10.6(10.5)	10.1(10.1)

注 () 内はサービス業を含む数値である。

労働省一賃金構造基本統計調査

34表 年令階級別労働力人口および労働力率の推計(1973, 1974, 1975, 1980)

	計	15-19歳	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65歳
労働力人口(万人)												
女	1973	2,045	113	350	212	209	238	637	209	77		
	1974	1,996	95	319	217	209	229	644	208	75		
	1975	2,000	110	300	210	200	220	880	70			
	1980	2,040	110	260	170	220	240	980	70			
労働力率(%)												
子	1973	48.3	27.9	67.1	44.5	46.8	56.3	61.3	44.5	16.9		
	1974	46.6	24.0	65.6	43.3	44.9	54.8	60.4	43.6	15.8		
	1975	46.7	29.2	68.1	40.3	43.2	53.8	56.4	14.0			
	1980	45.2	28.0	67.2	47.8	40.7	52.5	56.9	11.5			
労働力人口(万人)												
男	1973	3,254	105	413	455	432	414	929	341	165		
	1974	3,278	97	378	475	449	408	964	340	167		
	1975	3,340	110	360	520	840	1,000	340	170			
	1980	3,500	110	300	440	950	1,150	380	190			
労働力率(%)												
子	1973	82.0	25.2	79.5	96.9	98.1	98.1	97.2	86.8	46.7		
	1974	81.6	23.6	77.7	96.5	98.1	98.0	97.1	86.5	45.6		
	1975	82.6	27.7	78.9	97.4	97.8	97.1	97.1	87.0	45.7		
	1980	81.8	25.8	75.8	97.4	97.8	97.1	97.1	87.0	43.2		

総理府-労働力調査(1973, 1974年)
労働省-職業安定局推計(1975, 1980年)

35表 1人平均月間現金給与総額および男女格差
(事業所規模 30人以上)

(円) (男子=100)

		現金給与総額	きまって支給 する給与額	特別給与額	男女賃金格差		
					現金給与総額	きまって支給 する給与額	特別給与額
1955	計	18,345	15,741	2,602			
	女子	9,479	8,229	1,250	44.4	45.4	40.7
	男子	21,349	18,277	3,072			
1960	計	24,375	19,617	4,758			
	女子	12,414	10,129	2,285	42.8	43.5	39.9
	男子	29,029	23,503	5,526			
1965	計	39,360	30,936	8,424			
	女子	22,275	17,760	4,515	47.8	48.7	44.8
	男子	46,571	36,496	10,075			
1970	計	75,670	56,294	19,376			
	女子	45,801	34,482	11,319	50.9	51.7	48.7
	男子	89,934	66,710	23,224			
1973	計	122,545	88,590	33,955			
	女子	76,324	55,543	20,781	53.1	53.6	52.0
	男子	143,614	103,654	39,960			
1974	計	154,968	110,456	44,512			
	女子	97,392	70,032	27,360	53.9	54.5	52.4
	男子	180,686	128,513	52,173			

注 1955～1965年はサービスマンを含まない。

労働省一毎月勤労統計調査

36表 新規卒業者の初任給および男女格差

	中 学 卒				高 校 卒				短 大 卒				大 学 卒			
	女子 円	男子 円	男女格差 円		女子 円	男子 円	男女格差 円		女子 円	男子 円	男女格差 円		女子 円	男子 円	男女格差 円	
1960	5,590	5,910	94.6		7,300	8,160	88.5		9,560	10,640	88.8		12,520	13,080	95.7	
1965	13,330	13,190	101.6		15,670	16,430	95.4		17,810	18,360	97.0		21,740	22,890	94.6	
1970	23,100	23,800	97.1		26,400	28,400	93.0		29,100	30,900	95.6		34,500	37,400	83.7	
1971	27,200	28,600	95.1		31,500	34,100	92.4		34,800	36,100	92.2		40,300	43,700	84.0	
1972	31,500	32,300	97.5		36,800	39,400	93.4		39,100	41,000	95.4		42,400	49,900	85.0	
1973	36,200	37,600	96.3		42,500	45,300	93.8		45,400	47,100	96.4		49,500	57,000	86.0	
1974	42,800	45,600	93.9		50,700	55,200	91.8		55,600	60,400	92.1		60,900	67,800	89.8	

労働省職業安定局調

37表 年令階級、學歷別中途採用者の初給賃金（1973年）

(円)

	女				男			
	小学 新卒	旧中 新卒	高専 短大卒	旧大 新卒	小学 新卒	旧中 新卒	高専 短大卒	旧大 新卒
計	42,500	47,200	53,800	61,600	72,700	66,200	77,100	76,500
17歳以下	41,200	-	-	-	43,700	-	-	-
18-19	45,100	46,700	-	-	53,800	51,900	-	-
20-24	44,300	48,300	52,700	59,400	67,000	61,300	57,800	62,800
25-29	43,900	48,800	56,000	67,100	76,500	75,000	76,700	76,500
30-34	40,800	46,000	59,800	74,400	83,100	85,400	97,200	104,200
35-39	42,500	44,400	62,400	70,800	84,500	93,500	97,200	128,000
40-44	41,500	46,600	65,400	89,700	85,200	88,200	116,100	154,500
45-49	41,900	44,600	65,100	71,300	82,300	89,700	120,800	149,800
50-54	42,500	43,500	75,900	77,200	78,100	86,100	123,600	141,400
55-59	42,100	43,100	70,400	33,800	72,700	81,500	108,700	146,800
60-64	43,000	45,100	49,900	-	69,200	70,800	83,200	94,100
65歳以上	38,000	37,400	75,400	49,300	60,200	68,300	84,800	107,000

労働省-賃金構造基本統計調査

38表 年齢階級別きまって支給する給与および所定内給との男女格差

(男子=100.0)

	17歳以上	18-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65歳以上
1954	きまって支給する給与 102.0	81.7	71.0	61.1	47.1	40.5	37.0	36.0	36.0	40.5	40.5	
1960	きまって支給する給与 99.6	79.1	68.6	61.4	50.7							
1965	きまって支給する給与 96.5	83.1	71.5	61.0	53.5	47.9	41.5	43.2	43.2	52.6	52.6	
1970	所定内給与 97.8	88.8	78.2	67.1	58.1	52.1	44.7	46.0	46.0	54.2	54.2	
1975	きまって支給する給与 92.5	79.9	72.4	60.0	47.2	44.3	42.9	45.1	45.1	59.8	59.8	
1974	所定内給与 101.6	82.5	74.1	63.8	50.6	46.0	47.7	46.9	45.9	54.4	59.3	60.4
1973	きまって支給する給与 102.4	90.2	81.9	70.4	56.5	50.0	51.3	50.1	49.1	56.5	61.5	62.2
1974	所定内給与 94.7	91.2	82.8	72.8	60.4	53.1	53.1	54.2	51.3	56.7	64.1	64.8

注) 1973, 1974年はサービスマンを含む。

労働省—賃金構造基本統計調査

39表 年齢階級、勤続年数別所定内給与の男女格差(1974年)

(男子=100.0)

	計	1年末済	1年	2年	3-4年	5-9年	10-14年	15-19年	20-29年	30年以上
計	59.8	67.2	68.5	67.5	66.7	65.8	65.2	67.3	75.2	84.4
17歳以下	94.7	94.1	93.7	94.0	-	-	-	-	-	-
18-19	91.2	91.1	92.0	89.1	89.4	-	-	-	-	-
20-24	82.8	80.6	82.0	83.8	85.8	83.1	-	-	-	-
25-29	72.8	66.6	70.6	72.5	72.8	78.0	76.5	-	-	-
30-34	60.4	52.8	55.0	57.2	58.5	64.6	72.8	68.8	-	-
35-39	50.9	48.2	52.1	51.5	52.9	56.3	65.5	72.8	68.5	-
40-44	51.2	50.2	52.2	51.2	52.2	55.5	60.8	66.7	78.2	76.0
45-49	53.3	51.0	54.0	51.7	53.8	56.9	58.9	65.5	79.4	91.0
50-54	60.6	51.4	53.3	51.9	54.2	57.0	60.1	64.3	72.1	85.4
55-59	56.7	55.0	54.3	55.1	54.3	57.6	56.3	65.8	72.5	78.6
60-64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
65歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

労働省一貫金構造基本統計調査

40表 産業別月間現金給与総額、および対前年増加率

(1974年、規模30人以上)

	現金給与総額		対前年増加率			
	女	男	1973年		1974年	
			女	男	女	男
	円	円	%	%	%	%
全産業	97,392	180,686	21.4	21.9	27.6	25.8
鉱業	86,313	182,382	23.9	18.4	38.5	39.6
建設業	71,004	153,191	19.3	17.5	27.6	23.6
製造業	82,132	176,441	23.4	24.2	25.5	25.4
食料品、たばこ製造業	75,499	169,455	13.2	15.3	29.7	28.6
繊維工業	72,457	153,098	28.5	25.5	17.9	13.4
衣服その他の繊維製品製造業	65,426	148,063	30.5	29.1	21.8	22.2
木材、木製品	71,577	142,822	33.1	30.6	21.6	19.8
家具、装備品	75,045	137,002	26.8	24.2	27.5	26.3
パルプ、紙、紙加工品	86,775	185,831	22.5	22.9	32.5	32.4
出版、印刷、同関連産業	107,509	197,134	24.9	20.1	26.9	26.9
化学工業	105,000	211,041	22.8	25.7	28.8	30.6
石油製品、石炭製品製造業	109,532	215,668	21.9	20.1	33.0	29.7
ゴム製品	88,686	172,646	28.2	23.4	31.0	25.0
ならびに同製品毛皮	74,887	150,925	24.5	21.7	28.5	24.0
窯業、土石製品	81,512	167,501	21.1	21.0	31.4	28.2
鉄鋼業	106,806	209,507	27.8	26.8	30.2	29.0
非鉄金属製造業	94,744	188,058	24.1	24.9	23.4	25.1
金属製品	86,751	167,283	30.3	26.7	26.3	25.6
一般機械器具製造業	96,573	179,317	28.4	28.3	27.6	26.0
電気機械器具	79,649	163,471	17.6	22.3	22.6	21.7
輸送用機械器具	94,027	173,967	23.2	24.8	27.5	23.2
精密機械器具	91,991	169,010	21.7	23.7	25.4	22.9
卸売業、小売業	95,902	178,686	22.7	25.6	27.0	26.0
金融、保険業	110,765	240,379	19.0	16.3	27.9	26.7
不動産業	95,319	196,028	4.7	13.7	29.4	15.7
運輸通信業	116,844	178,858	19.9	20.0	25.6	26.1
電気、ガス、水道業	124,942	212,351	18.2	17.2	25.7	24.0
サービス業	127,503	203,761	18.3	19.8	30.3	28.0

労働省—毎月勤労統計調査

41表 産業別・学歴別女子労働者の平均勤続年数
およびきまって支給する給与額

		学 歴	(才) 年 令	(年) 勤続年数	(時間) 実 労 働 時 間 数	(千円) 定期給与
産 業 計		小学, 新中卒	39.0	6.1	184	64.0
		旧中, 新高卒	28.9	4.8	178	74.5
		高专, 短大卒	29.9	6.5	175	92.0
		旧大, 新大卒	30.5	6.0	175	104.0
鉱 業		小学, 新中卒	44.8	7.4	182	58.8
		旧中, 新高卒	31.2	5.1	181	66.3
		高专, 短大卒	27.3	3.3	174	73.8
		旧大, 新大卒	27.9	2.6	159	75.5
建 設 業		小学, 新中卒	45.6	5.4	186	55.6
		旧中, 新高卒	29.8	4.2	188	70.8
		高专, 短大卒	26.1	2.7	186	72.4
		旧大, 新大卒	26.5	2.2	184	79.5
製 造 業	生産労働者	小学, 新中卒	37.1	5.5	184	60.1
		旧中, 新高卒以上	30.9	4.1	182	64.2
	管理・事務 技術労働者	小学, 新中卒	38.2	8.2	184	76.4
		旧中, 新高卒	27.0	4.4	180	75.9
		高专, 短大卒	26.4	3.5	177	79.2
		旧大, 新大卒	28.1	5.5	173	90.5
	御売業・小売業	小学, 新中卒	38.8	5.4	192	64.2
		旧中, 新高卒	26.6	3.6	183	71.4
		高专, 短大卒	25.6	2.8	175	77.3

41表 つづき

産 業	学 歴	(才) 年 令	(年) 勤続年数	(時間) 実 労 働 時 間 数	(千円) 定期給与
御 売 業 ・ 小 売 業	旧大, 新大卒	27.4	3.0	175	84.8
	小学, 新中卒	47.5	8.5	156	88.8
金 融 ・ 保 険 業	旧中, 新高卒	29.0	5.0	157	79.5
	高专, 短大卒	26.8	3.3	153	78.9
	旧大, 新大卒	29.0	3.3	154	91.8
不 動 産 業	小学, 新中卒	46.9	5.2	185	70.9
	旧中, 新高卒	28.8	3.2	175	75.2
	高专, 短大卒	25.8	1.7	167	74.9
	旧大, 新大卒	26.7	1.3	164	79.7
運 輸 通 信 業	小学, 新中卒	40.4	12.5	174	80.6
	旧中, 新高卒	28.9	6.8	173	76.1
	高专, 短大卒	25.6	3.3	169	82.3
	旧大, 新大卒	27.9	3.6	163	100.1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	小学, 新中卒	43.8	15.3	164	94.7
	旧中, 新高卒	28.7	2.7	163	81.8
	高专, 短大卒	24.2	3.0	160	73.3
	旧大, 新大卒	29.8	6.5	160	93.1
サ ー ビ ス 業	小学, 新中卒	43.1	6.5	188	69.8
	旧中, 新高卒	32.1	6.6	179	80.1
	高专, 短大卒	32.4	8.7	177	101.6
	旧大, 新大卒	31.4	7.0	177	109.3

注) パートタイム労働者を含まない。

労働省 - 賃金構造基本統計調査

42表 主たる職別女子労働者の平均勤続年数およびきまって支給する給与額

	きまって支給する給与額 (千円)				勤 務 年 数 (年)			
	1961年	1964年	1970年	1973年	1961年	1964年	1970年	1973年
文書用機械	14.4	18.3	40.1	63.8	9.6	4.7	5.5	5.5
内線電話交換機	14.0	19.5	40.1	63.7	5.0	5.0	5.5	4.9
縫製工	13.6	17.4	37.8	61.0	3.7	3.0	3.0	3.3
縫製工	9.2	13.4	29.0	50.4	2.9	2.9	3.3	3.3
縫製工	9.9	14.6	32.5	54.8	4.0	4.1	5.5	6.4
縫製工	8.9	12.8	27.6	42.7	3.5	2.9	3.5	3.7
縫製工	8.4	12.3	28.2	46.5	3.9	2.6	4.0	4.4
縫製工	8.9	13.5	31.5	47.7	4.3	4.7	5.6	6.6
縫製工	9.1	13.4	34.4	56.1	2.1	2.9	3.2	3.6
縫製工	10.6	13.9	37.7	53.1	2.7	3.0	3.9	4.1
縫製工	10.3	—	30.3	47.2	2.9	—	4.1	5.1
縫製工	11.6	21.8	37.9	57.3	3.8	3.6	4.2	3.6
縫製工	11.6	18.2	45.7	63.5	4.7	5.2	4.0	3.9
縫製工	20.5	—	44.8	72.4	5.4	6.4	4.3	5.2
縫製工	23.5	34.8	53.1	85.5	9.7	10.6	10.0	9.7
縫製工	19.2	28.4	58.9	81.6	6.4	6.9	8.2	9.7
縫製工	11.7	18.7	43.1	70.7	2.8	3.0	4.6	5.6
縫製工	12.2	22.4	36.1	53.9	5.2	6.2	2.5	3.5
縫製工	20.3	27.0	54.5	71.7	2.8	2.9	5.1	5.4
縫製工	11.6	16.1	35.8	58.2	3.9	3.6	3.4	3.4
縫製工	9.2	14.0注)	31.8	53.7	2.9	2.7	3.4	3.4

労働省—賃金構造基本統計調査

注) 1964年に限り衣服小売店員
注) 和文タイズ、内線電話交換手、キイパンチャーは全産業平均である。

43表 1人平均月間総実労働時間数および出勤日数
(規模30人以上)

	月間実労働時間数						出勤日数	
	総実労働時間数		所定内		所定外			
	女	男	女	男	女	男	女	男
	時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日
1955	187.5	192.4	179.4	178.0	8.1	19.4	23.5	24.0
1960	192.1	206.8	181.6	180.5	10.5	26.3	23.9	24.3
1965	181.4	192.8	174.7	177.1	6.7	20.7	23.2	23.8
1969	176.2	195.9	168.9	172.5	7.3	23.4	22.6	23.3
1970	174.1	192.7	167.1	171.2	7.0	21.5	22.4	23.2
1971	173.3	190.2	160.2	171.1	6.4	19.1	22.4	23.1
1972	172.5	188.9	159.5	170.5	6.3	18.4	22.4	23.0
1973	169.2	187.8	162.9	168.2	6.3	19.6	22.0	22.7
1974	163.9	180.6	158.9	164.7	5.0	15.9	21.5	22.2

注) 1970年、1971年の出勤日数を除き1970～1973年はサービス業を含む。

労働省－毎月勤労統計調査

44表 労働組合員数および推定組織率(各年6月)

	女			男			組合員総数中に占める女子の比率
	労働組合員数	雇用者数	推定組織率	労働組合員数	雇用者数	推定組織率	
	万人	万人	%	万人	万人	%	%
1970	320	1,089	29.4	828	2,187	37.9	27.9
1971	328	1,104	29.7	841	2,278	36.9	28.0
1972	328	1,102	29.8	849	2,355	36.1	27.8
1973	333	1,213	27.5	864	2,426	35.6	27.9
1974	345	1,187	29.1	887	2,462	36.0	28.0

注) 推定組織率 = $\frac{\text{組合員数}}{\text{雇用者数}} \times 100$

労働省－労働組合基本調査
総理府－労働力調査

45表 産業別単位労働組合数および組合員数（1974年6月）

	組 合 数	組 合 員 数		組合員総数 中にもめる 女子の比率 %	女子組合員 の産業別 構 成 比 %
		総 数	女 子		
全 産 業	67,829	12,325,147	3,454,461	28.0	100.0
農 林 狩 猟 業	827	76,621	11,672	15.2	0.3
漁業水産養殖業	129	43,839	2,015	4.6	0.0
鉱 業	343	64,818	4,703	7.3	0.1
建 設 業	3,493	662,083	102,813	15.5	3.0
製 造 業	19,601	4,576,563	1,144,422	25.1	33.1
卸売業、小売業	5,095	756,729	314,178	41.5	9.1
金融、保険業	4,580	924,933	528,733	57.2	15.3
不動産業	148	17,555	3,845	21.9	0.1
運輸通信業	14,014	2,024,191	215,671	10.7	6.2
電気、ガス、水道、熱供給業	1,313	224,205	20,155	9.0	0.6
サービス業	12,646	1,649,774	691,135	41.9	20.0
公 務	5,414	1,268,380	405,397	32.0	11.7
分類不能の産業	226	35,456	9,742	27.5	0.3

労働省—労働組合基本調査

46表 定年制の有無および決め方別企業構成比

(%)

	調査対象 企 業	定 め て い る					定めて いない
		計	一律に 定めて いる	男女別 に定め ている	職業の 種類別 に定め ている	その他	
計	100.0 〔67,401〕	66.6(100.0)	(65.7)	(29.5)	(4.1)	(0.7)	33.4
鉱 業	100.0 〔 484〕	50.6(100.0)	(89.4)	(7.3)	(2.9)	(0.4)	49.4
建 設 業	100.0 〔 8,295〕	43.2(100.0)	(78.7)	(14.9)	(5.4)	(1.0)	56.8
製 造 業	100.0 〔36,627〕	68.8(100.0)	(59.8)	(37.7)	(2.4)	(0.1)	31.2
卸売業・小売業	100.0 〔14,451〕	66.6(100.0)	(68.4)	(26.5)	(2.7)	(2.4)	33.4
金融・保険業	100.0 〔 445〕	95.3(100.0)	(86.3)	(7.6)	(2.6)	(3.5)	4.7
不 動 産 業	100.0 〔 384〕	84.4(100.0)	(72.2)	(20.4)	(6.2)	(1.2)	15.6
運輸・通信業	100.0 〔 6,625〕	82.1(100.0)	(76.1)	(9.6)	(14.3)	(-)	17.9
電気・ガス・ 水道・熱供給業	100.0 〔 92〕	98.9(100.0)	(87.9)	(6.6)	(3.3)	(2.2)	1.1

(注) 1 ()内の数字は計を100とした割合である。

2 []内の数字は企業数を示す。以下、各表についても同じ。

労働省—雇用管理調査 1974年

47表 男女別定年制における定年年令別企業構成比

(1) 男 子

(%)

	男女別定年 制の企業	～ 54才	55才	56才	57才	58才	59才	60才	61～ 64才	65才	66才 ～
45年	100.0	1.1	53.8	1.3	7.7	9.5	—	26.6			
48年	100.0	—	49.5	2.7	4.0	5.5	—	35.6	0.4	2.3	—

(2) 女 子

(%)

	男女別 定年制の 企業	～ 35才	36～ 39才	40才	41～ 44才	45才	46～ 49才	50才	51～ 54才	55才	56～ 59才	60才	61才 ～
45年	100.0	9.5	0.2	3.5	0.1	21.3	2.7	40.4	22.4				
48年	100.0 〔13,238〕	2.5	—	10.1	0.1	15.9	2.5	39.3	2.5	25.1	0.5	1.5	—

労働省—雇用管理調査

49表 女子の採用の有無および採用条件の相違の有無別事業所構成比

(%)

			同職種、同部門 への女子の採用			採用する場合の男女の採用条件の相違 (M・A)								
計			全 く 採 用 し ない	採 用 す る	不 明	採用 する 計	学 歴 制 限	年 令 制 限	資 格 技 能 件	身 体 形 態 分 類	女 子 不 採 用 者 用	そ の 他	採 用 女 子 同 条 件 に は じ	
企 業 規 模	計	学 卒	100.0	8.3	87.7	4.0	100.0	20.8	7.0	11.3	1.8	9.3	8.6	60.9
		中 途	100.0	9.9	82.7	7.3	100.0	10.1	24.2	13.2	7.0	9.4	12.0	52.3
	1,000人～	学 卒	100.0	5.2	93.8	1.0	100.0	29.4	10.0	10.0	1.7	14.4	9.4	48.9
		中 途	100.0	7.3	79.7	13.0	100.0	16.3	25.5	12.4	7.8	15.7	13.1	44.4
企 業 規 模	300～999人	学 卒	100.0	1.9	96.2	1.9	100.0	16.7	7.8	13.7	1.0	4.9	9.8	64.7
		中 途	100.0	4.7	91.5	3.8	100.0	5.2	24.7	11.3	8.2	6.2	14.4	54.6
	100～299人	学 卒	100.0	8.9	87.1	4.0	100.0	20.5	3.4	11.4	3.4	5.7	10.2	67.0
		中 途	100.0	9.9	84.2	5.9	100.0	9.4	28.2	16.5	8.2	5.9	11.8	50.6
企 業 規 模	30～99人	学 卒	100.0	20.0	68.6	11.4	100.0	5.6	2.8	11.1	1.4	6.9	2.8	77.8
		中 途	100.0	20.0	78.1	1.9	100.0	4.9	17.1	13.4	2.4	4.9	7.3	65.9

労働省一女子の雇用管理に関する実態調査
以下53歳まで同一出所

50表 女子を配置しない職種、部門の有無別事業所構成比

(%)

		女子を配置しない職種、部門の有無			
		計	有	無	不明
産 業	計	100.0	64.6	35.2	0.2
	製 造 業	100.0	66.5	33.5	0.0
	卸売業・小売業	100.0	67.8	31.0	1.1
	金融・保険業	100.0	57.7	62.3	0.0
	不動産業	100.0	40.0	60.0	0.0
	運輸通信業	100.0	84.8	15.2	0.0
	電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	76.5	23.5	0.0
	サービス業	100.0	62.8	37.2	0.0
	不 明	100.0	0	100.0	0.0

(注) 職種、部門とも労働基準法第63条による女子の就業制限業務を除く。

51表 女子に対する教育訓練実施の有無別事業所構成比

(%)

		計	男女同じように受けさせる	種類は異なるが女子にも受けさせる	女子には受けさせない	教育訓練を実施していない
計		100.0	39.0	33.3	10.9	16.8
企 業 規 模	1,000人～	100.0	45.3	42.7	8.3	3.6
	300～999人	100.0	45.3	31.1	11.3	12.3
	100～299人	100.0	34.3	32.4	12.7	20.6
	30～99人	100.0	25.7	19.0	13.3	41.9

52表 昇進、昇格の有無および女子を昇進昇格させない理由別事業所構成比

(M・A) (%)

		計	役付がある の昇進の機	上位の資格がある の昇進の機	女子には昇進昇格 の機会がない	昇進、昇格の機会がない理由(ない=100)				役職者数		
						女子能力は統率力管理	女子は勤続年数が短い	女子の性格から補助的業務	その他	計	男	女
計		100.0	61.4	34.7	25.0	20.6	48.4	48.4	22.8	100.0	93.0	7.0
企業規模	1,000人～	100.0	62.5	44.8	19.3	24.3	48.6	45.9	27.0	100.0	95.0	5.0
	300～999人	100.0	62.3	38.7	24.5	15.4	53.8	57.7	26.9	100.0	91.7	8.3
	100～299人	100.0	62.7	29.4	22.5	30.4	47.8	39.1	17.4	100.0	84.2	15.8
	50～99人	100.0	57.1	17.1	38.1	15.0	45.0	50.0	35.0	100.0	82.0	18.0

53表 女子のみに適用される退職制の有無、種類別事業所構成比

(%)

		女子のみに適用される退職制			退職制の種類 (M・A)				
		計	有	無	女子に特有な退職計	結婚退職制	妊娠・出産退職制	職場の結婚退職の場合の	その他
計		100.0	7.9	92.1	100.0	70.0 (5.5)	25.0 (2.0)	12.5 (1.0)	12.5 (1.0)
企業規模	1,000人～	100.0	8.9	91.1	100.0	82.4 (7.3)	17.6 (6.6)	5.9 (0.5)	5.9 (0.5)
	300～999人	100.0	8.5	91.5	100.0	66.7 (5.7)	33.3 (2.8)	11.1 (0.9)	22.2 (1.9)
	100～299人	100.0	8.8	91.2	100.0	66.7 (5.9)	11.1 (1.0)	33.3 (2.9)	22.2 (2.0)
	30～99人	100.0	4.8	95.2	100.0	40.0 (1.9)	60.0 (2.9)	—	—

注) ()内は全事業所を100%とした場合の数字

54表 公共職業訓練における訓練科別女子修了者数
(1974年3月修了、他人に雇用された者)

(人)

				養 生 訓 練	能力再開発訓練
純 洋 洋 和 編 ノ 美 理 事 和 英 タ 電 機 機 建 造 写 自 電 測 陶 陶 製 軽 金 溶 木 広 デ 商 調 家 そ	リ	計 製 服 裁 裁 物 ヤ 客 容 務 タ イ 子 械 築 船 動 子 器 版 印 風 告 ザ	ス イ ブ 機 図 図 図 整 備 器 造 案 刷 ス 接 工 美 イ 店 理 政 の 術 ン	1,710	4,216
				469	568
				71	65
				66	286
				—	46
				—	22
				—	18
				190	81
				99	16
				295	1,050
				45	68
				—	36
				—	377
				19	—
				231	80
				94	22
				21	—
				—	440
				10	35
				14	6
				7	5
				4	16
				2	25
				9	19
				8	12
				—	18
				1	16
				6	17
				4	7
				14	34
				11	0
				—	183
				—	541
				19	57

労働省 職業訓練局調

55表 認定職業訓練における訓練科別女子訓練生数

(人)

				1971	1972	1973	1974
計				9,874	9,940	9,616	9,981
縫		製		70	64	76	88
洋		服		486	487	443	360
洋		裁		7,870	7,778	7,269	7,080
和		裁		234	624	784	1,357
織		布		124	115	88	87
編		物		—	25	52	113
理		客		—	64	102	78
美		客		—	53	117	109
菓	子	製	造	3	7	16	20
機	械	製	図	45	28	41	41
紡	機	調	整	538	190	—	—
織	機	調	整	314	61	106	65
製	版	印	刷	5	13	18	12
表		具		1	8	11	12
装		具		26	17	56	35
商		店		61	119	168	181
旅		館		—	19	21	23
事		務		13	119	74	79
和	文	タ	イ	—	15	77	35
そ	の		他	63	79	21	206

労働省 職業訓練局調

56表 離職理由別女子離職者数（雇用者）

	計	人員整理、 会社解散、 倒産のため	一時的、 不安定な 仕事のため	労働条件 が悪かったから	生活が楽 にならなかったから	定年のため	病気・老 害のため	結婚のため	育児のため	その他
1956年	284	1	3	3	—	200			76	
1959	565	62	39	30	30	91			326	
1962	844	44	24	22	22	241			506	
1965	710	34	21	17	17	95			542	
1968	928	39	33	65	3	117		273	208	189
1971	1,067	48	36	73	5	12	123	320	230	223
1974	1,625	53	58	80	...	14	284	705		427

総理府一就業構造基本調査

57 表 認可保育所数および入所児童数

	計 (A)	公 立 (B)	私 立	$\frac{B}{A} \times 100$
施 設 数	所	所	所	%
1955	8,321	4,232	4,089	50.9
1965	11,199	6,866	4,330	61.5
1970	14,101	8,817	5,284	62.5
1973	16,140	10,066	6,074	62.4
1974	16,534	10,354	6,180	62.6
入所児童数	人	人	人	%
1955	653,727	340,936	312,791	52.2
1965	829,740	498,872	330,868	60.1
1970	1,131,361	690,344	441,017	61.0
1973	1,375,567	843,733	531,834	61.3
1974	1,422,555	873,197	549,358	61.1

厚生省—社会福祉行政業務報告

58 表 企業内保育施設のある事業所の割合

	(%)	
規 模	1971	1973
計	1.7	3.2
30 ～ 99 人	0.9	2.4
100 ～ 499	3.2	4.9
500 人以上	7.3	9.8

労働省—女子保護実施状況調査

59表 就労中の保育状況

(1) 乳 幼 児

(%)

	家庭内で 家族がみ ている。	本人と一 しよにい る(目の ところ)	1 人 で い る	近所に あずけ ている	認可保 育所に あずけ ている	無認可 育児施 設にあ ずけて いる	幼稚園 に行っ ている	その他
0 才 児	56	13	—	13	5	3	—	13
1～2才児	55	13	4	11	12	4	—	4
3～6才児	31	7	7	4	35	2	29	2

(2) 小 学 生

(%)

子どもが帰ってくるまでに仕事は終わる	21
子どもが帰ってくるまでに仕事は終わらない	79
1人である、友達、兄弟といる(留守番をしている)	46
家の者といる	24
学習塾へ行っている	6
近所の家にいる	9
学童保育の施設へ行っている	2
本人と一緒にいる	4
そ の 他	4

注) 複数回答である。 労働省 総理府 保育および就労に関する母親の意識調査

(1967年)

60表 各国における従業上の地位別女子就業者構成比

(%)

国名	年	総数	自営主	家族従業者	雇用者
		千人			
カナダ	1973	100.0(3,162)	3.6	3.7	91.7
アメリカ	1972	100.0(33,320)	4.5	2.3	92.1
メキシコ	1970	100.0(2,503)	25.8	7.0	65.7
イスラエル	1972	100.0(335)	5.2	9.3	74.9
フィリピン	1970	100.0(3,929)	23.3	27.0	41.0
韓国	1972	100.0(3,818)	20.3	50.3	26.9
イタリア	1972	100.0(5,110)	14.5	15.8	66.3
フランス	1962	100.0(4,585)	12.2	18.7	67.5
西ドイツ	1971	100.0(9,654)	5.7	14.5	79.9
ベルギー	1972	100.0(1,319)	12.0	8.8	74.5
イギリス	1966	100.0(8,863)	4.0	1.5	91.5
オーストリア	1972	100.0(1,171)	29.8	...	69.1
デンマーク	1972	100.0(973)	3.4	11.2	85.4
スウェーデン	1972	100.0(1,324)	2.3	5.1	92.6
フィンランド	1970	100.0(893)	6.7	12.7	80.6
チェコスロバキヤ	1961	100.0(2,660)	3.4	1.1	73.8
ポーランド	1970	100.0(7,795)	16.0	27.9	56.0
ハンガリー	1970	100.0(2,455)	1.5	1.8	77.3
オーストラリア	1971	100.0(1,691)	8.1	1.3	88.4
日本	1970	100.0(20,776)	12.7	32.2	52.9

注1) ()内は実数

2) 総数は「その他および地位不詳」の数字を含むため地位計はことでは100%にならない。

ILO-国際労働経済統計年鑑 1973年版

61表 各国における就業者総数および雇用人総数中に占める女子の比率

(男女計=100%)

国名	年	就業者総数中に占める女子の割合	雇用人総数中に占める女子の割合
		%	%
カナダ	1975	33.9	35.4
アメリカ	1972	37.4	38.3
メキシコ	1970	19.2	20.4
イスラエル	1972	31.1	31.9
フィリピン	1970	31.9	32.8
韓国	1972	36.4	26.7
イタリア	1972	26.9	25.6
フランス	1968	34.9	34.0
西ドイツ	1971	34.3	36.0
ベルギー	1972	33.2	32.2
イギリス	1966	35.7	36.2
オーストリア	1972	38.9	36.0
フィンランド	1970	42.1	43.4
デンマーク	1972	40.1	41.7
スウェーデン	1972	37.1	38.5
ハンガリー	1970	41.1	40.7
チェコスロバキヤ	1961	41.0	37.6
ポーランド	1970	46.0	39.7
オーストラリア	1971	31.7	32.8
日本	1970	50.3	32.4

62表 各国における産業別雇用者数

(万人)

	カナダ 1973年		アメリカ 1972年		フランス 1968年		西ドイツ 1971年		イタリア 1972年		イギリス 1966年		日本 1970年	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
総数	290	529	3,068	4,946	517	1,005	771	1,478	339	985	811	1,430	1,100	2,290
農業	2	17	24	117	8	58	7	21	38	87	6	37	10	40
林業	—	12	4	56	1	24	2	45	1	10	2	54	2	19
採石業	46	147	603	1,473	153	355	295	686	134	365	259	572	376	772
製造業	2	43	27	467	7	167	11	168	2	169	9	157	36	273
建設業	1	9	15	104	3	15	3	20	1	19	5	36	3	26
電気ガス水道衛生業	73	93	888	1,079	100	126	175	145	37	90	175	162	269	380
商業	11	52	101	323	24	89	25	116	6	81	26	130	39	273
運輸倉庫通信業	142	127	1,402	1,085	221	169	230	275	120	165	325	279	344	506
サービス業														

注1) 分類不能の産業を除いてあるので計は必ずしも総数と一致しない。

2) 産業分類は国際命名法による。

63 表 各国における男女賃金格差

(非農林業労働者)

(男子=100)

年	フランス	西ドイツ	イギリス	オーストラリア	デンマーク	スイス
1965	83.1	68.1	59.5	71.9	71.3	61.9
1966	83.1	68.8	59.9	71.5	72.2	62.6
1967	83.5	69.3	59.7	72.4	73.0	61.1
1968	85.6	69.5	59.5	71.6	73.7	61.8
1969	86.8	69.5	59.6	72.8	73.5	62.1
1970	86.9	69.2	59.9	73.9	73.6	62.3
1971	87.3	69.7	60.5	75.2	75.0	63.8
1972	87.8	70.0	60.7	78.4	75.7	63.3
1973	86.7	69.9	—	80.1	77.0	—

注1) アメリカ合衆国は男女別の数字がないので掲載しない。

2) 時間当り賃金格差を示す。

3) フランス、オーストラリアは賃金率、その他の各国は稼得賃金である。

ILO-国際労働経済統計年鑑

64 表 働く婦人の家設置状況 (昭和49年度末現在)

	県名	名	称	設置主体	設置年度
1	北海道	苫小牧市	婦人ホーム	苫小牧市	43
2	"	帯広市	婦人センター	帯広市	44
3	"	室蘭市	勤労婦人センター	室蘭市	45
4	"	函館市	働く婦人の家	函館市	46
5	"	名寄市	"	名寄市	47
6	"	北見市	"	北見市	48
7	"	留萌市	"	留萌市	49
8	"	小樽市	勤労婦人センター	小樽市	"
9	青森	青森市	"	青森市	47
10	岩手	盛岡市	"	盛岡市	"
11	"	一関市	働く婦人の家	一関市	49
12	宮城	石巻市	"	石巻市	"
13	"	泉市	"	泉市	48
14	"	白石市	"	白石市	49
15	秋田	大曲市	"	大曲市	47
16	"	仁賀保町	"	仁賀保町	48
17	福島	郡山市	"	郡山市	47
18	茨城	日立市	婦人の家	日立市	43
19	"	水戸市	勤労婦人センター	水戸市	49
20	栃木	栃木市	働く婦人の家	栃木市	46
21	群馬	群馬県	"	群馬県	33

働く婦人の家設置状況

(つづき)

	県名	名 称	設置主体	設置年度
22	埼 玉	川 越 市 婦 人 会 館	川 越 市	44
23	"	埼玉県坂戸働く婦人の家	埼 玉 県	46
24	"	" 与野市 "	"	49
25	"	" 大宮勤労婦人ホーム	"	注
26	"	" 戸田 "	"	注
27	"	" 羽生 "	"	注
28	"	" 春日部 "	"	注
29	"	" 加須 "	"	注
30	東 京	八王子市婦人センター	八王子市	41
31	神奈川	神奈川県勤労婦人会館	神奈川県	28
32	新 潟	見附市働く婦人の家	見 附 市	39
33	富 山	高岡市 "	高 岡 市	48
34	"	氷見市 "	氷 見 市	49
35	石 川	宇の気町 "	宇ノ気町	37
36	"	七尾市婦人センター	七 尾 市	42
37	"	松任市働く婦人の家	松 任 市	48
38	福 井	鯖江市勤労婦人会館	鯖 江 市	36
39	"	敦賀市働く婦人の家	敦 賀 市	47
40	"	春江町 "	春 江 町	49
41	山 梨	山梨市 "	山 梨 市	42
42	長 野	岡谷市婦人の家	岡 谷 市	39
43	"	松本市働く婦人の家	松 本 市	46
44	"	須坂市 "	須 坂 市	48
45	静 岡	三島市 "	三 島 市	46
46	愛 知	愛知県尾西勤労婦人ホーム	愛 知 県	36
47	"	岡崎市勤労婦人会館	岡 崎 市	45
48	"	西尾市働く婦人の家	西 尾 市	45
49	"	名古屋市勤労婦人センター	名 古 屋 市	48
50	大 阪	大阪府立勤労婦人ホーム	大 阪 府	38
51	"	吹田市勤労婦人センター	吹 田 市	49
52	"	大阪市 "	大 阪 市	"
53	兵 庫	西脇市働く婦人の家	西 脇 市	35
54	"	神戸市立 "	神 戸 市	43
55	"	伊丹市 "	伊 丹 市	46
56	"	尼崎市勤労婦人センター	尼 崎 市	48
57	和歌山	和歌山県立働く婦人の家	和歌山県	"
58	鳥 取	鳥取市 "	鳥 取 市	47
59	岡 山	倉敷市立児島 "	倉 敷 市	37
60	広 島	福山市婦人福祉センター	福 山 市	43
61	山 口	下関市勤労婦人センター	下 関 市	48
62	香 川	白鳥町働く婦人の家	白 鳥 町	45

働く婦人の家設置状況

(つづき)

	県名	名 称	設置主体	設置年度
63	愛媛	今治市働く婦人の家	今治市	38
64	福岡	北九州市立婦人の家	北九州市	28
65	"	久留米市勤労婦人センター	久留米市	48
66	佐賀	唐津市働く婦人の家	唐津市	49
67	熊本	熊本市 "	熊本市	48
68	大分	別府市婦人会館	別府市	44

注) 県単独設置のものである。

65表 内職相談センター設置状況

(49年度末現在)

施設名	設置年	施設名	設置年
北海道立札幌内職相談センター	33	岐阜県家内労働相談所	33
北海道立函館内職相談センター	45	静岡県内職指導センター	33
青森県内職相談センター	37	愛知県内職相談センター	31
岩手県内職公共職業補導所	35	三重県内職相談センター	37
宮城県内職相談センター	36	滋賀県内職相談センター	38
山形県内職相談センター	41	京都府内職指導所	44
福島県福島内職相談センター	35	大阪府立職業サービスセンター	30
福島県いわき内職相談センター	38	兵庫県立内職公共職業補導所	32
茨城県内職相談センター	33	奈良県内職相談センター	48
栃木県中央内職相談センター	36	和歌山県内職相談センター	38
栃木県県南内職公共職業補導所	41	鳥取県内職相談所	36
群馬県内職相談センター	37	島根県内職相談センター	38
埼玉県浦和内職相談センター	34	岡山県内職公共職業補導所	32
埼玉県熊谷内職相談センター	44	山口県内職公共職業補導所	32
千葉県内職相談センター	33	徳島県内職相談所	39
東京都江東内職公共職業補導所	31	香川県内職相談所	34
東京都足立内職公共職業補導所	36	高知県立内職相談センター	33
東京都港内職公共職業補導所	40	福岡県福岡内職公共職業補導所	30
神奈川県立内職指導センター	30	福岡県内職公共職業補導所筑豊支所	41
新潟県内職相談センター	45	佐賀県内職相談センター	43
富山県内職公共職業補導所	42	長崎県内職相談センター	35
石川県内職公共職業補導所	38	大分県内職相談センター	33
山梨県立婦人労働開発センター	39	鹿児島県内職公共職業補導所	47
長野県内職公共職業補導所	32	沖縄県立内職相談センター	47

66表 ターミナル職業相談室設置状況

(50.7.1現在)

名 称	所 在 地	設 置 場 所	管 轄 安定所
三 宮	神戸市葺合区御幸通8丁目1-26	タイ・エスビル2階	神 戸
名古屋	名古屋市中村区登島町1-222 (国鉄名古屋駅前地下街商店街)	菱信ビル地下1階	名古屋 北
横 浜	横浜市西区南幸町1-3-1 (横浜駅西口)	横浜岡田屋百貨店2階	横 浜
梅 田	大阪市北区小栗町3番地 (阪急梅田駅構内)	阪急梅田駅構内	天 溝
浜松町	東京都港区芝浜松町3の5 (国電浜松町駅南口)	東京モノレールビル1階	芝国橋
札 幌	札幌市南二条町西二丁目	金市館7階	札 幌
東 京 八重洲	東京都中央区八重洲4の1 (東京駅八重洲口)	東京駅八重洲大地下街	飯田橋
阿倍野	大阪市阿倍野区阿倍野筋 1～5～36	阿倍野センタービル 地下1階	阿倍野
広 島	広島市胡町5番1号	備三越広島支店6階	広 島
仙 台	仙台市中央4丁目1番1号	エンドー駅前ビル6階	仙 台
福 岡	福岡市博多区祇園町7番20号	錦洲上デパート5階	福 岡
川 崎	川崎市川崎区小川町1	錦さいか屋(百貨店) 6階	川 崎
岡 山	岡山市中山下2-4-1	天満屋バスステーション 2階	岡 山
静 岡	静岡市鷹匠1丁目1番1号	錦新静岡センター6階	静 岡
北九州	北九州市小倉北区馬借町 1丁目6-15	錦ユニード小倉店4階	小 倉

参 考

- 1 世界行動計画（抜粋）
- 2 婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画（仮訳）
- 3 男女差別関係判例一覧

1. 世界行動計画（抜すい）

本冊子は、1975年6月19日から7月2日までメキシコ・シティーで開催された国際婦人年世界会議で採択をみた世界行動計画（仮訳）のうち雇用及び関連経済活動に関する部分を抜すいしたものである。

第Ⅱ章 国内行動のための特定分野

D 雇用及び関連の経済活動

8 8. 本計画は、労働の権利、同一労働同一賃金、労働条件及び昇進における平等の権利を認めている既に承認されている国際的基準に従って、婦人労働者に対する機会と待遇の平等及び労働力への婦人の参加を達成せんとするものである。

8 9. 資料によれば、婦人は、世界の経済活動人口の3分の1以上を占め、就労年令（15才から64才）の婦人のうち、約46%が労働力に組込まれている。このうち65%が開発途上国、35%がより開発の進んだ地域の婦人である。これらの資料は、現在公式統計にあらわれてこない婦人の多くの経済活動（第Ⅲ章参照）とあわせると、婦人は国の経済と開発に大きな貢献をなしているにもかかわらず、これが十分に認識されていないことを示している。更に、婦人労働者の大半が集中している職種は男子のそれと異なる。圧倒的多数の婦人が低水準の技能、責任、報酬の限られた職種に集中している。婦人は、賃金、昇進、労働条件、雇用慣行において差別を経験している場合が多い。更に文化的制約と、家庭における責任も婦人の雇用の機会をせばめている。就職の機会が著しく限定されており、失業が広範囲に存在する場合には、差別をしない政策がとられているところでも、婦人が収入を得る仕事につきうる機会は、実際には一層少なくなる。

9 0. 政府は、婦人労働者に対する機会と待遇の平等、同一労働、同一賃金の権利を保証することを明示的な目標とした政策及び行動計画を策定すべきである。このような政策及び計画は、国連及び国際労働機関

(ILO)の作成した基準に合ったものとすべきである。性又は婚姻上の地位を理由とする差別を撤廃する原則を定めた法律、諸原則を実施するための効果的な目標、機構等をこれらの政策や行動計画に盛り込むべきである。

- 9 1. 使用者、労働者、社会一般の男女に、婚姻上の地位に係わりなく婦人を雇用する積極的な姿勢を培い、男女別の労働分担の考えに基づく障害をなくすため、特別の努力を払うべきである。
- 9 2. 婦人に収入のある仕事を与え、失業及び潜在失業の問題に対処するため、各種の経済活動を創出し、特に農村地域において、自営、自助活動を奨励し支援するような特別の措置をとるべきである。既存の自助活動は婦人の参加を通じて、これを奨励、強化すべきである。
- 9 3. 政府は、地域社会の開発及び経営能力養成のための訓練計画のような自助活動への新しい基盤を探索すべきである。これらは両性に対し平等に開放されなければならない。
- 9 4. 婦人の経済活動の範囲を拡げるため、協同組合及び小規模工業を政府の支持援助の下に、開発奨励することも考えられる。既に協同組合が存在している場合は、これに対する婦人の積極的な参加を勧奨すべきである。特に婦人が主要な役割を果している食糧生産、流通、住宅、栄養、保健の分野で新たな協同組合、事情に応じ婦人協同組合を組織すべきである。協同組合は、保育の面でも、最も適切且つ、現実的な措置たりうるものであり、かつ雇用の機会を提供することにもなる。9 5. このような計画を効果的に実施するためには、協同組合活動及び経営能力の十分な訓練養成、改良された機器を調達するに必要な資金入手の可能性と当初資本、流通面での援助、農村における十分な社会サーヴィス及び娯楽施設、交通及び水の便利を供給路等基礎的な下部構造面の整備が不可欠である。
- 9 6. 国の総合農村開発の策定にあたって、農村婦人の参加を増すよう特別の努力が必要である。農村開発策及び計画は産業の多角化、輸入代

替並びに農業、林業、水産業、畜産業、農産加工業その他の不可欠な関連構成要素とともに雇用機会の創出を配慮すべきである。

- 9 7. 熟練労働及び技能を要する作業に従事する資格を有する婦人の数の大幅な増加を達成するための特定の目標期限を設定すべきである。
- 9 8. 商・工・貿易業の管理及び政策決定部門の婦人の数を増加するためにも特別の努力が必要である。
- 9 9. 昇進のため男女が平等の資格をもちうるよう、技能訓練、研修所内及び職場内での訓練は、婦人に対し、男子と同一の方法及び同一の条件で開放されるべきである。
- 1 0 0. 政府、使用者、労働組合は、1 9 5 2年のILOの母性保護に関する改正条約及び勧告にうたわれた原則の線にそい、産前の業務に復帰することを保証した産休を含む母性保護及び育児時間に対する権利を全ての婦人労働者に対し確保すべきである。母性保護に関する規定は男女の不平等な待遇とみなされるべきではない。
- 1 0 1. 家庭と職場における責任の調和を図るためには多角的な方法が必要であることに特に留意すべきである。労働時間の総体的短縮、時差勤務、フレックスタイム制度、男女双方に対するパートタイム制度、子どもの世話を授けるための保育施設や育児休業、共同炊事施設、その他各種の家事軽減設備等がこれに該当しよう。政府及び労働組合は、パートタイム労働者の経済的、社会的権利が十分に保護されることを確保すべきである。
- 1 0 2. 婦人のみを対象とする保護立法は、科学的、技術的な見地から再検討を加え、必要に応じ改訂、廃棄又は全ての労働者にその適用を拡大すべきである。
- 1 0 3. 婦人の労働条件の改善に重要な役割を果たす最低賃金制度は、家内工業及び家事使用人に対しても適用実施すべきである。
- 1 0 4. 婦人、特に少女について労働搾取が存在する場合、これを撤廃するため特別の措置がとられるべきである。

105. 一国の社会保障制度上の婦人に対する差別的待遇は、最大可能な限り廃止すべきである。婦人労働者は男子と同等にこれら制度の適用を全面的に受けるべきである。
106. 政府は、雇用における婦人の地位を飛躍的に向上させるため、特に使用者及び労働者の組織による総合的な努力を奨励促進し、経済生活及び社会全体における婦人労働者の地位に関係のある全ての民間団体とも協力すべきである。
107. 労働組合は、指導部を含むあらゆるレベルの組合活動への婦人の参加を増加させるための政策をとるべきである。また、婦人労働者に対し、就業および訓練における機会均等及び指導者養成訓練を推進するよう特別計画をつくるべきである。労働組合は、婦人労働者の問題に特に留意しつつ、労働者の直面する問題に対する新たな建設的なアプローチの開発に指導的役割を果たすべきである。

2. 婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進 するための行動計画（仮訳）

国際労働機関の総会は、

婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するにあたって、障害がまだ存在していることに目を向け、

国家、地域、国際レベルで、これらの障害を克服するために、また、雇用、職業、職業訓練、生活と仕事の条件に関し、いかなる差別も受けることなしに、婦人が男子との完全な平等を享受することができるようにするために、継続的な努力がなされねばならないことを考慮し、婦人労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言を採択し、

この婦人労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言に述べられた諸原則の適用を確実なものにするために、

次の行動計画を採択する。

基 本 方 針

婦人労働者の機会及び待遇の均等の確立を目的としたいかなる行為も、すべて人間（男及び女）は、働くという否定し難い権利をもつという基本原理に基づいて決定されねばならない。

1 国 内 活 動

1 一 般 政 策

加盟国は、教育、訓練、雇用及び職業に関する婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するため、及び、これらの活動を企画し、鼓舞し、評価するため、及びすべてのレベルで機会と待遇の均等に関する政策を適用し、強化するための中心として、婦人の参加を含む三者構成機関を設立するため、国家的開発計画の枠組の中で、特別の活動を行うことを約束すべきである。

2 労働力への婦人の参加

働く権利と自由な雇用及び職業の選択を保障し、特に各国の状況に適応した措置を含め、同等の立場で、且つ、職業生活で差別を受けることなく、労

働力への婦人の統合をすすめるための措置が講じられるべきである。

- (a) 男性、女性両方にとって、完全雇用を保障するために、経済的、社会的開発政策をすすめること。性による労働の区別又は配偶関係や年齢による特別の領域における伝統的な雇用の障害を打ち破ることによって、婦人に、すべての雇用の機会を開放すること。
- (b) 性による区別でなく個人の素質、能力及び興味を考慮に入れた助言、訓練及び雇用の政策をすすめること。
- (c) 婦人の、より高い技能水準や職業組織の中でのより責任ある地位への移動のための実務的機会を奨励し、創り出すこと。
- (d) すべての地域開発計画及び活動の中で、男女双方に対して雇用機会を平等に与えるために、婦人の労働力率及び労働力への参加の性格に関する内在的な地域差を分析し、積極的な措置を講ずること。
- (e) すべての国家的な経済及び社会の開発計画及び活動において、労働生活への婦人の統合に関し、常に適切な注意を払うこと。
- (f) しばしば、差別と排除となり、社会的危険におちいる移民の婦人のように特別な困難に遭遇する特殊な範囲の婦人労働者に関し、常に適切な注意を払うこと。
- (g) 過剰人員あるいは解雇の場合、すべての労働者に同じ基準を適用すること。
- (h) 婦人の雇用に関する、労使双方及びその団体、男子、婦人自身及び社会全体の考え方を、より好ましく、かつ積極的なものにすることを含め（配偶関係や年齢の如何にかかわらず、雇用の最低年齢に関する条約及び勧告の規定を考慮に入れつつ）、婦人の雇用に対する考え方の変化を促進すること。
- (i) 労働力及び国家開発への十分な参加を促進するため、農村地域の婦人労働者に十分な注意を払うこと。

3. 職業指導及び訓練

1975年の人的資源開発に関する勧告で述べられた次のような原則に一致させるため、職業指導及び訓練に関して、少女及び婦人の機会の均等が促進されなければならない。

Ⅷ 職業訓練及び雇用における機会の均等の促進

- 5.4. (1) 少女及び婦人の雇用及び社会全体における機会均等を促進する措置がとられるべきである。
- (2) これらの措置は、婦人の雇用状況を改善するための政府によってとられる他の経済的、社会的及び文化的措置の一環を構成すべきであり、可能な限り、次のものを含むべきである。
- (a) 一般大衆、特に両親、教師、職業指導及び職業訓練職員、雇用その他社会的施設の職員、使用者並びに労働者に対し、婦人及び男子が社会及び経済において均等な役割を果たすよう奨励すること及び男性と女性の家庭及び職業生活における仕事に関する伝統的な傾向を変えようとの必要性について教育すること。
- (b) 少女及び婦人に対し、少年及び男子に対すると同様の範囲の教育、職業訓練及び雇用機会を提供し、及びこれらの者に対し、そのような機会を十分に利用するように奨励すること。また、そうするために必要な条件を創り出すこと。
- (c) 国際労働条約及び勧告の規定に従い、すべての教育体系及び及び伝統的に少年及び男子にのみ確保されてきた職業を含むすべてのタイプの職業のための訓練への少女及び婦人の機会均等を促進すること。
- (d) 少女及び婦人の個々の発展、より高い技能水準での雇用と責任あるポストへの昇進を保証するための向上訓練を促進すること。少年及び男子と同じ教育及び職業訓練の資格を有する少女及び婦人に対して、作業経験を拡大して行く機会を、少年及び男子と同等に与えるよう使用者に勧奨すること。
- (e) 家庭責任を有する少女及び婦人に通常の職業訓練への機会を与えるため、様々な年齢の子供のために、できる限り通園保育所及び他の諸施設を提供し、同時に、例えば、パートタイム形式や通信方式によって、再訓練方式或いはマスメディアを用いたプログ

ラムによる職業訓練計画という特別な措置を講ずること。

(f) 初めて雇用にくことを希望し、又は比較的長期間の不就業を経て、再び雇用にくことを希望している高年齢婦人のための特別の職業訓練計画を提供すること。

5.5. この勧告の5.4(2)(e), (f)に述べられている職業訓練計画は、同じような問題をもつ男性にも適用されるべきである。

5.6. 職業訓練と雇用における男女の機会均等を促進するための措置を実施する中で1964年の雇用政策条約、勧告に注意を払うべきである。

4. 雇用及び職業に関する機会及び待遇の均等の促進

次のようなすべての必要な措置が講じられるべきである。

(a) 1951年の同一報酬条約(第100号)及び1958年の差別待遇(雇用及び職業)条約(第111号)その他のILOの性差別に関連するすべての条約を批准すること。

労働者及び使用者の団体は、労働協約その他の協定の方法により、これらの文書の規定が十分に実現されることを助けなければならない。

(b) 社会活動及び経済活動のすべての分野において、また、技術や責任のすべての水準において、婦人に対するすべての形の差別を排除すること。

(c) 社会活動及び経済活動のすべての分野において、権限ある職に婦人が就くことや在職訓練を受けることを保証すること。

(d) 特に政府の活動を通じて婦人労働者の機会の均等に関する立法と、公的管理の下にある機関の設立を含め、婦人の機会均等を促進すること。そして、すべての分野、特に公的支配に属する全部門で無差別の原則を厳格に適用すること。

(e) 婦人—特に既婚婦人及び家庭責任を持つ婦人—の雇用に対して、マスメディアや学校を通して行う教育及び奨励活動によって、もっと好意的な社会的風潮をつくり出すこと。

(f) 婦人が働く権利は、経済状況やその他諸々の条件に左右されるものではなく、それ故、家庭に対する社会的措置は差別なく、いつでも適用され、

婦人が経済生活に参加することは、何ら支障をきたすものではないということを保証すること。

5. 社 会 保 障

社会保障制度の中での婦人に対する全ての差別的取扱い — 特に手当の支給に関して — を排除するための措置、及び社会保障の資格に関して家庭の長及び独身者の地位に関する再検討の措置が講じられるべきである。

6. 保護法の再検討

今日の科学的知識と技術の進歩に照らして、婦人に関するすべての保護法を再検討し、或いは、これらの法制を国内の状況に応じて修正、補完、男女すべての労働者への適用拡大、現状維持又は撤廃するなどの措置がとられるべきである。

これらの措置は、生活水準の改善を目指すためのものである。

7. 母性保護の権利

すべての必要な措置が採用されるべきである。

- (a) 科学的知識及び技術の進歩にてらして、母性保護の範囲の拡大と水準の向上を行うこと。これらの費用は、社会保障又はその他の公的基金により、あるいは団体協約の手段によりまかなわれるべきだと理解されている。
- (b) すべての夫婦と個人が、その子供の数と出産の間隔を自由に、責任をもって決定する基本的権利を実行するために必要な情報、教育及び手段に近づくことを保障すること。
- (c) 労働者が雇用と、十分に守られているその雇用から生じているすべての権利とを放棄することなく、出産休暇のあと、適当な期間、休暇をとれるようにすること。

8. 社会的下部組織の充実

- (1) 婦人が家庭の外で差別を受けることなく労働する権利を十分効果的な形で実行するため、1965年の雇用（家庭責任を有する婦人）勧告（第123号）で規定されている方針に沿った措置が講じられるべきである。特に、

- (a) 労働生活を可能な限り、労働者の必要に応じたものに改めること。
 - (b) 労働者のすべての年齢の子供、及び他の扶養家族の必要に応じたサービスと施設を、出身地の如何にかかわらず、その子供から引き離されないという、移民の母親の必要を特に考慮して、開発すること。
 - (c) 家庭と労働の責任を調和的に果たすことに便宜を与えるため、すべての労働者（男及び女）に、情報、援助、地域サービス、社会的援助を与えること。
 - (d) 家庭内の雑用の減少
- (2) 育児を含む家庭内の仕事を家族の構成員の中でもっと公平に配分することを奨励するために、必要でかつ適当な教育的、奨励的な措置が講じられるべきである。
- (3) 家庭の仕事と労働との調和的達成に便宜を与え、婦人労働者の機会及び待遇の実質的均等を促進するために、国内の諸条件が許す場合はすべての労働者のフレックスタイム制及び日々の労働時間の短縮の問題に特別な注意が払われるべきである。

9. 婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行政的整備
必要かつ適当な措置が講じられるべきである。すなわち、

- (a) 婦人の経済的、社会的な面での機会及び待遇の均等を促進することを目的とする活動を管理するための婦人労働者の地位に関する国家的な三者構成の委員会を設立すること。
- (b) 婦人労働者の地位に関する国家的委員会の事務局としても機能しうる中央機関あるいは適当な行政機構を設立すること。このような機関又は機構は、婦人労働者の機会及び待遇の均等に関する調査、統計、計画、及び活動を推進し、調整するとともに、婦人の職業生活への準備及び労働力への統合に関連する知識及び情報を広め、さらに使用者及び労働者の団体と組織的に協議する機能を果たすべきである。

10. 国内的、地域的、及び国際的機関への婦人の効果的参加

- (1) すべての国家的意志決定機関、政府委員会、諮問委員会、評議会会議及

びすべての適当な国、地域及び自治体の機関への婦人の効果的な参加が保障されるべきである。

- (2) ILO 総会及びILO地域会議又はILO及び他の政府間の機関が主催する国内的、地域的及び国際的の会合に男子と同じ基盤により、かつ同じ基準で、婦人が代表として考慮され、指名されることを保障するための措置が講じられるべきである。

1.1. 一 般 的 措 置

婦人労働者の機会及び待遇の完全な均等を確保するために次のような措置が講じられるべきである。

- (a) 教育、訓練、雇用及び職業に関して、すべての労働者の機会及び待遇の均等を達成すること。
- (b) まだ根強く残っている仕事、家庭及び社会における男女の役割分担に関する伝統的な態度を変えること。

I I L O の 活 動

1 地 域 活 動

婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進する観点から、地域レベルでのILOの活動を強化するために、特に次のような措置がとられ、又は考慮されるべきである。

- (a) 婦人労働者の機会及び待遇の均等の問題を、地域諮問委員会及び地域会議の将来の会期での議題とすること。
- (b) 経済的、社会的及び文化的な生活における婦人の進歩及び婦人労働者の機会及び待遇の均等の促進のための地域的、国家的活動計画を創始する、婦人労働者の地位に関する地域委員会の可能性を研究すること及びこれらの計画が効果的に実施されること及びILOが、婦人にとって重大な問題に関して国連の他の機関や民間の組織（特に使用者及び労働者の団体）と地域レベルで密接に協力することを可能にするためにILOの地域下部機構を強化すること。
- (c) 様々な文化的、経済的様式の中での婦人の雇用に対する圧迫と、これら

を緩和し、又は除去するために可能な手段について、他の団体との協力のもとに徹底的な研究をすすめること。

- (1) 様々な地域で、ILO自身で、又は世界雇用計画又は技術協力によって国連の他の機関との協力の下に行われるILOの活動が、開発に対する婦人の有効な参加を促進することを確保すること。これらの活動が婦人に対する差別を永久化し、維持し、あるいは強化することのないようにし、また、国際労働基準、特に第100号、第103号及び第111号条約を実施するための注意がなされるべきである。

2. 国 際 的 活 動

- (1) 次のことを可能にするために必要な措置が講じられるべきである。
- (a) 必要であれば婦人の雇用に関係のあるILOの諸基準、特に第100号条約、第111号条約及び全ての保護的文書を含む関係文書について、それらの現定がその採択以後に得られた経験に照らし、依然として適当なものであるかどうかを判断し、科学、技術の知識によってそれらを常に現状に即したものとするために適宜再検討し修正すること。
- (b) 現行の基準の及ばない領域の、性に基づく差別に関する新しい基準と、実際にあるいは法律上の平等の積極的促進のための措置を開発すること。
- (2) 婦人の雇用及び条件に及ぼす技術進歩の影響に関する諸問題及び家族の世話、家族計画その他の社会的条件に関連する諸問題を含む婦人に特別に関係のある諸問題に関する調査活動に着手し強化するための処置がとられるべきである。発展途上国の農村地域に関しては、婦人の雇用や生活の条件に直接関係のある貧困や文盲、技術の欠除の問題及び家族の世話、家族計画その他の社会的条件の問題に関する調査活動が着手されるべきである。
- (3) 産業別労働委員会及び類似の機関は、もつと多くの婦人の専門家を活用するとともに、当該産業における婦人の地位及び問題をもっと考慮し、また特に婦人労働者の多い、経済分野からもっと多くの婦人代表者を参加させることを促進するよう要請されるべきである。
- (4) 「第2次開発の10年」の終り及び「第3次の10年」の始めにおいて、

変化する社会における婦人の役割と地位について再検討するために、たとえば婦人労働者の機会及び待遇の、より大きな実質的均等に向っての進歩の度合いを評価し、この目的のためのより以上の活動を計画するための、1980年の総会での討議などの措置が講じられるべきである。

- (5) ILO事務局自身が自らの組織において婦人に対する差別を除去し、すべてのポストで婦人が同等の機会を得られるような実例を示すための措置を講じるべきである。さらに、ILO事務局の各部局は、働く婦人の問題をもっと綿密に調査し、婦人の機会と待遇の均等を促進し、雇用、訓練、労使関係、労働法制及び労働行政、社会保障及び関連する問題を含めて、ILOの扱うすべての側面及びすべての分野で、婦人労働者の必要としていることに対して、当然の注意を払う責任を負うべきである。ILOは又上に述べた分野及びその他の分野で、婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するために、現在の三者構成機構を再構成し、活用すべきである。
- (6) ILOは、他の機関及び関係諸国の専門家との連携の下に、婦人労働者の地位について検討し、経済及び社会生活に対する婦人の貢献の総計を評価するため、先進国と発展途上国両方の女子及び男子に関する統計その他のデータを収集し、分析すべきである。

3.男女差別関係判例一覧

判決年月日	判決裁判所	事 件 名
<結婚退職等>		
4 1 1 2 2 0	東 京 地 裁	雇用関係確認等請求事件
4 2. 9 2 6	神 戸 地 裁	従業員の地位確認等請求事件 (結婚解雇)
4 3. 3 2 9	神 戸 地 裁	退職処分無効確認等請求事件 (結婚退職)
4 5. 8 2 6	名 古 屋 地 裁	地位保全等仮処分申請事件
4 6 1 2 1 0	大 阪 地 裁	仮処分申請事件
<若年定年>		
(4 4. 7. 1) (4 7. 2 1 2)	東京地裁 和解成立(会社控訴 中)	地位保全仮処分申請事件 (定年年令 男子55才, 女子 30才)
(4 6. 3 1 8) (4 6. 4. 1)	盛岡地裁 協議成立	地位保全仮処分申請事件 (定年年令 男子55才, 女子31才)
4 7. 4 2 8	名古屋地裁	地位保全仮処分申請事件
4 7. 6 9	名古屋地裁	地位保全仮処分申請事件 (定年年令 男子55才, 女子30才)
4 7. 5 2 9	山形地裁	地位保全仮処分申請事件 (定年年令 男子55才, 女子 45才)

被告(被申請人)	原告(申請人)	判決の根拠
住友セメント(株)	鈴木節子	民法第90条公序良俗違反、原告勝訴
豊国産業(株)	勝野睦生	公序に反し、権利の正当な行使の範囲を逸脱、原告勝訴
学校法人神戸野田奨学会	樋口睦	休職処分を有効とする事由が認められない。
山一証券(株)	尾関広子	民法第90条公序良俗違反、憲法第14条、第13条、24条の精神に反する。申請容認
三井造船(株)	末浪和美	民法第90条公序良俗違反、申請容認(会社側控訴中であつたが4.8.11月和解成立、囑託として復帰)
東急機関工業(株)	志賀穂子	民法第90条公序良俗違反、申請容認
岩手県経済農業協同組合連合会	大沢栄子	民法第90条公序良俗違反、申請容認
名古屋放送(株) 名古屋放送(株)	大木捷代 清水睦子	憲法第14条の精神に反し、民法第90条公序良俗に違反、申請容認
鶴岡市農業協同組合	兼子藤江	女性であることを理由として性による差別を規定した就業規則の条項は無効、申請容認

判決年月日	判決裁判所	事 件 名
<若年定年>		
48. 4.27	名古屋地裁	本訴第一審 地位確認等請求事件(女30才)
48. 5.25 (48. 5.26)	名古屋地裁	解雇禁止仮処分申請事件 30才定年制を適用しないことで労使間話し合成立
49. 9.30	名古屋高裁	地位確認等請求控訴事件 (第二審)
<男女別定年>		
46. 4. 8	東京地裁	地位保全仮処分申請事件 (定年法令 男55才, 女50才)
48. 3.12	東京高裁	” ” (第二審)
48. 3.23	東京地裁	雇用関係存続確認請求 (本訴第一審)
48.12.11	静岡地裁	地位保全仮処分申請事件 (男57才, 女47才)
50. 2.26	東京高裁	” (第二審)

被告（被申請人）	原告（申請人）	判決の根拠
名古屋放送（株）	大木捷代子 清水陸子	原告勝訴 （会社側控訴中）
名古屋放送（株）	榎崎庸子	申請人勝訴
名古屋放送（株）	大木捷代子 清水陸子	被控訴人勝訴 （地裁判決と同趣旨）
日産自動車（株）	中本ミヨ	申請人敗訴 男女別定年制（男子55才、 女子50才）とする就業規則 が会社の営業内容、女子従業 員の職種等からみて合理的根 拠を有する。
”	”	”
”	”	原告勝訴（会社側控訴中） 男女の生理的機能に差がある としても直ちに定年年齢につ いて5才の差を認める程労働 能力に差があるとは認められ ず、合理的理由とはならない。 よって民法90条により無効
伊豆シャボテン公園	原くに、日吉末 子ほか3人	申請人勝訴 民法90条公序良俗違反
”	”	被控訴人（申請人）勝訴

判決年月日	判決裁判所	事 件 名
<男女別賃金> 50. 4.10	秋 田 地 裁	不当利得返還請求事件

被告（被申請人）	原告（申請人）	判 決 の 根 拠
㈱ 秋 田 相 互 銀 行	縄田屋 圭 子 ほか 6 人	原告勝訴 男女別本人給表を適用すると 及び扶養家族の有無別本人 給表を実施し、扶養家族のな い男子には別に調整給を支給 して扶養家族のある場合と同 額の本人給を支給することは 労基法 4 条に違反

波の況不に働人婦

労働者は五日、昨年一年間の働位向上に期待をかけていたが、諸口のうち就職者数は千九百七十万、女性の雇用や賃金などの状況を果的には不況の波に押し戻された。まとめ「婦人労働の実情」を案形となり、定年制でも男女に差別を設けている企業が三割を占める。結果、女子労働者の賃金水準は大など、労働面での「男女平等」実現は十二万人増の三千二百三十二万人幅に上がったが、就職者数では前現にはまだ時間がかかるという。

就労、51万人の減

昨年

主婦の雇用はふえる

年に比べ男子が増えたのに対し、

うた。

女子は五十一万人も減り、不況に

調査によると、昨年の女子労働

中した結果」と労働者はみている。

よる雇用調整が女子労働者に大きく向けられたことを示している。

力人口（就職者と失業者を合わせたもの）は千九百九十六万人、労働力率（十五歳以上の女子人口に

就職者のうち、家庭経営や家族従業員を除いた雇用者の内訳を見ると、二十四歳以下の若年層が

昨年、労働者は働く女性の増加や地

対する割合）は四六・六％で、い

り続けているのに対し、三十歳以

上の有職婦人は五六％を占め、また全女子労働者のうち既婚者（死別、離婚も含む）は六一％で、前年より約三％増えた。これは物価高騰で家計が圧迫され、主婦がやむをえず職を求めたことなどが原因とみられる。

一方、賃金面では、平均給与総額（月額）は九万七千三百九十二円で、前年より一七・六％上昇（男子は二五・八％上昇）したが、男女間の賃金格差は男子一〇〇に對し五三・九にとどまっている。また婦人労働者の雇用管理の点では、男女差別是正の声が高まっているものの、全企業の三割が男女間で定年に差別をつけている。採用条件で男女間に差別のあるところが全体の四割を占める、などとなっている。

